（令和８年６月 19 日現在）

▲ＩＰ通信網サービス契約約款　別冊

（NTT ドコモビジネスひかり電話サービス）

目次

第１章　総則 4
　第１条　約款の適用 4
　第２条　用語の定義 4
　第３条　外国における取扱いの制限 7
第２章　NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの種類等 7
　第３条の２　NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの種類 7
　第４条 NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの品目等 7
第３章　契約 7
　第５条　契約の単位 7
　第５条の２　特定加入者回線の終端 7
　第６条　契約申込みの方法 8
　第７条　契約申込みの承諾 8
　第７条の２　ひかり電話の事業者変更 8
　第７条の３　光回線再利用 9
　第８条　契約者回線番号 9
　第９条　請求による契約者回線番号の変更 10
　第９条の２　種類の変更 10
　第 10 条　品目等の変更 10
　第 10 条の２　特定加入者回線の移転 10
　第 10 条の３　収容ＩＰ通信網サービス取扱所 10
　第 11 条　利用の一時中断 11
　第 12 条　契約に係る利用権の譲渡 11
　第 12 条の２　契約者が行う契約の解除 11
　第 13 条　当社が行う契約の解除 11
　第 14 条　その他の提供条件 12
　第 15 条　不提供 12
第４章　付加機能 12
　第 15 条の２　付加機能の提供 12
　第 16 条　付加機能の利用の一時中断 12
　第 16 条の２　付加機能の廃止 12
第５章　利用中止等 12
　第 17 条　利用中止等 12
　第 18 条　利用停止 12
　第 19 条　提供休止 13
第６章　通信 14
　第 20 条　相互接続点との間の通信等 14
　第 21 条　通信の切断 14
　第 22 条　通信時間等の制限 14
　第 23 条　通信時間の測定等 14
　第 24 条　国際通信の取扱い地域 14
　第 25 条　契約者回線番号等通知 14
第７章　料金等 15
　第 26 条　料金及び工事に関する費用 15
　第 27 条　利用料金の支払義務 15
　第 27 条の２　利用料金の支払義務 16
　第 28 条　通信料の支払義務 16

第 28 条の２　手続きに関する料金の支払義務 17
第 29 条　工事費の支払義務 17
第 30 条　料金の計算等 17
第 31 条　削除
第８章　保守 17
第 32 条　契約者の切分責任 17
第 33 条　修理又は復旧の順位 17
第９章　損害賠償 18
第 34 条　責任の制限 18
第 10 章　雑則 18
第 35 条　協定事業者との電気通信サービスに係る契約の締結 18
第 36 条　利用に係る契約者の義務 19
第 37 条　利用上の制限 19
第 38 条　契約者の氏名の通知等 19
第 39 条　契約事業者への氏名の通知等 20
第 39 条の２　NTT ドコモビジネスひかり電話協定事業者からの通知 20
第 40 条　時報サービス及び災害用伝言ダイヤル 21
第 40 条の２　削除
第 40 条の３　番号情報の提供 21
第 40 条の４　契約者に対する通知 21
第 11 章　附帯サービス 22
第 41 条　附帯サービス 22
別記 23
１　NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線に係る電気通信サービスの契約 23
２　契約者の地位の承継 23
３　契約者の氏名等の変更の届出 23
４　相互接続通信の料金等の取扱い 24
５　NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの提供に係る NTT ドコモビジネスひかり電話協定事業者 25
６　NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの提供に係る NTT ドコモビジネスひかり電話協定事業者の電気通信設備 25
６の２　NTT ドコモビジネスひかり電話契約者からの特定加入者回線の設置場所の提供等 26
７　電話帳 26
８　料金明細内訳情報の提供 27
９　利用権に関する事項の証明 27
10　支払証明書の発行 27
10 の２　端末設備の提供等 27
10 の３　端末設備設定シート記入の代行 28
11　契約事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行 28
12　情報料回収代行の承諾 28
13　情報料回収代行に係る回収の方法 29
14　情報料回収代行に係る免責 29
15　新聞社等の基準 29
16　他社相互接続通信に係る協定事業者 29
17　携帯・自動車電話事業者の電気通信サービス 29
18　ＩＰ電話事業者の電気通信サービス 29
19　相互接続通信の接続形態と料金の取扱い 29
20　協定事業者との利用契約の締結 32
21　提供エリア 32
料金表 33
第１表　料金（附帯サービスの料金を除きます。） 34
第１　利用料金 34
第２　通信料 56
第３　手続きに関する料金 72

第４　削除
第２表　工事費（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））..... 74
第３表　附帯サービスに関する料金 83
第１　削除
第２　証明手数料 83
第３　支払証明書の発行手数料 83
第４　端末設備の提供等に係る料金 83
第５　端末設備の提供等に係る工事費 85
第６　端末設備設定シート記入の代行に係る料金 86
通信料別表　選択制による通信料の月極割引..... 87

第１章　総則

（約款の適用）

第１条　当社は、IP 通信網サービス契約約款共通編（以下「共通編」といいます。）第１条（約款の適用）第２項に規定する別冊としてこの別冊を定め、共通編に加えてこの別冊により NTT ドコモビジネスひかり電話サービスを提供します。

（注）本条のほか、当社は、NTT ドコモビジネスひかり電話サービスに附帯するサービス（以下「附帯サービス」といいます。）を、この約款により提供します。

（用語の定義）

第２条　この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用　　語	用　　語　　の　　意　　味
1　国内通信	通信のうち本邦内で行われるもの
2　国際通信	通信のうち本邦と外国（インマルサットシステムに係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）、当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯 端末（以下「特定衛星携帯端末」といいます。）及び当社が別に定める電気通信事業者の国際ネットワーク番号を用いた電気通信サービスに係る電気通信設備（以下「国際ネットワーク設備」といいます。）を含みます。以下同じとします。）との間で行われるもの (注)当社が別に定める電気通信事業者は、 (特定衛星携帯端末) Iridium Communications Inc. Thuraya Telecommunications Company Inmarsat Global Ltd. (国際ネットワーク設備) Transatel とします。
3　通話	音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信
4　特定約款	契約事業者（NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社に限ります。以下同じとします。）の音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款及び端末設備貸出サービスに係る利用規約
5　所属ＩＰ通信網サービス取扱所	その NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの契約事務を行うＩＰ通信網サービス取扱所
6　収容ＩＰ通信網サービス取扱所	その特定加入者回線の収容される取扱所交換設備
7　NTT ドコモビジネスひかり電話契約	当社から NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの提供を受けるための契約
8　NTT ドコモビジネスひかり電話契約者	当社と NTT ドコモビジネスひかり電話契約を締結している者

9　NTT ドコモビジネスひかり電話相互接続点	(1) 相互接続点 (2) NTT ドコモビジネスひかり電話相互接続協定に基づく相互接続点
10　NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線	別記１に規定する利用回線であって、NTT ドコモビジネスひかり電話サービスに係るもの
11　NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等	(1) NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線 (2) 特定加入者回線（光アクセス回線に係るものであって、NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの提供に係るものに限ります。以下同じとします。）
12　NTT ドコモビジネスひかり電話サービス接続点	(1) サービス接続点 (2) 契約事業者が特定約款に定めるサービス接続点
13　NTT ドコモビジネスひかり電話協定事業者	(1) 協定事業者 (2) 契約事業者と相互接続協定を締結している電気通信事業者（当社を除きます。）
14　リルーティング通信等	NTT ドコモビジネスひかり電話協定事業者からのリルーティング指示信号等の指示信号に基づき、ＩＰ通信網内で接続する通信
15　相互接続通信	NTT ドコモビジネスひかり電話相互接続点との間の通信及びリルーティング通信等（NTT ドコモビジネスひかり電話サービス接続点を介して行われるものを含みます。）
16　NTT ドコモビジネスひかり電話相互接続協定	(1) 相互接続協定 (2) 契約事業者と契約事業者以外の電気通信事業者（当社を除きます。）との間の相互接続協定（事業法第33条第９項若しくは第10項又は第34条第４項の規定に基づくものを含みます。）
17　光コラボレーション事業者	NTT 東日本株式会社又は NTT 西日本株式会社と光コラボレーションモデルに関する契約（NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社が定めるＩＰ通信網サービス契約約款に規定する光コラボレーションモデルに関する契約をいいます。以下同じとします。）を締結している電気通信事業者
18　光コラボレーションモデルサービス	NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社が定めるＩＰ通信網サービス契約約款に基づき提供されるＩＰ通信網サービスであって、光コラボレーションモデルに関する契約に基づき光コラボレーション事業者が提供を受けるもの
19　光コラボレーションモデルサービス（音声）	NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社が定める音声ＩＰ通信網サービス契約約款に基づき提供される音声ＩＰ通信網サービスであって、光コラボレーションモデルに関する契約に基づき光コラボレーション事業者が提供を受けるもの
20　ひかり電話の転用	契約事業者の音声利用ＩＰ通信網サービス（第２種サービスに限ります。）の提供を現に受けている者が、その契約事業者の音声利用ＩＰ通信網サービス契約について契約事業者の特定約款に定める音声利用ＩＰ通信網サービスの転用（コース２の場合は契約事業者のＩＰ通信網サービスの転用も含みます。）により、NTT ドコモビジネスひかり電話サービスに移行すること

21　ひかり電話の事業者変更	(1)　NTT ドコモビジネスひかり電話契約の申込みにあたり、その申込者が現に利用している電気通信サービス（当社以外の光コラボレーション事業者が光コラボレーションモデルサービス（音声）を用いて提供する電気通信サービスとします。コース２の場合は、当社以外の光コラボレーション事業者が光コラボレーションモデルサービスを用いて提供する電気通信サービスを含みます。）を NTT ドコモビジネスひかり電話サービスに移行して、利用開始すること（以下この(1)の場合を「ひかり電話の事業者変更（入）」といいます。） (2)　NTT ドコモビジネスひかり電話契約の解除の請求を行うにあたり、その NTT ドコモビジネスひかり電話契約者が現に利用している NTT ドコモビジネスひかり電話サービスを当社以外の光コラボレーション事業者が光コラボレーションモデルサービス(音声)を用いて提供する電気通信サービス（コース２の場合は、光コラボレーションモデルサービスを用いて提供する電気通信サービスを含みます。）又は NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社が定める音声ＩＰ通信網サービス契約約款に基づき提供される音声ＩＰ通信網サービス（光コラボレーションモデルサービスを除きます。）及びコース２の場合は、NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社が定めるＩＰ通信網サービス契約約款に基づき提供されるＩＰ通信網サービス（光コラボレーションモデルサービスを除きます。）に移行すること（以下この(2)の場合を「ひかり電話の事業者変更（出）」といいます。）
22　光信号分岐端末回線	接続約款（NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社が定める電気通信事業法第 33 条第２項及び第７項に基づく第１種指定電気通信設備との接続に関する契約約款をいいます。）に定める光信号分岐端末回線
23　光回線再利用	(1)　NTT ドコモビジネスひかり電話契約の申込みにあたり、光信号分岐端末回線を変更することなく、当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービス（光信号分岐端末回線と相互接続して提供するものに限ります。）から NTT ドコモビジネスひかり電話サービス（コース２に限ります。）へ移行するため、引込線を再利用すること（ただし、ひかり電話の事業者変更に該当する場合を除くものとし、以下この(1)の場合を「光回線再利用（入）」といいます。） (2)　NTT ドコモビジネスひかり電話契約の解除にあたり、光信号分岐端末回線を変更することなく、その NTT ドコモビジネスひかり電話契約者が現に利用している NTT ドコモビジネスひかり電話サービス（コース２に限ります。）から当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービス（光信号分岐端末回線と相互接続して提供するものに限ります。）へ移行するため、引込線を再利用すること（ただし、ひかり電話の事業者変更に該当する場合を除くものとし、以下この(2)の場合を「光回線再利用（出）」といいます。）

24　承諾番号	(1)　ひかり電話の転用の手続きに必要となる番号（以下「転用承諾番号」といいます。） (2)　ひかり電話の事業者変更の手続きに必要となる番号（以下「事業者変更承諾番号」といいます。） (3)　ひかり電話の事業者変更取消しに伴う復元工事の手続きに必要となる番号（以下「事業者変更後キャンセル承諾番号」といいます。） (4)　光回線再利用の手続きに必要となる番号（以下「光回線再利用承諾番号」といいます。）

２　前項に規定するほか、NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの提供にあたり、共通編及びこの別冊において、契約者回線等の定義については、特定約款に規定する契約者回線等の意味に相当するものをそれぞれに準じて取り扱うものとします。

３　前２項に規定するほか、NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの提供にあたり、共通編（第４条（用語の定義）を除きます。）において、次表左欄の言葉は、それぞれ同表右欄の言葉に読み替えて適用するものとします。

相互接続点	NTT ドコモビジネスひかり電話相互接続点
サービス接続点	NTT ドコモビジネスひかり電話サービス接続点
利用回線	NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線
協定事業者	NTT ドコモビジネスひかり電話協定事業者
契約事業者	契約事業者（NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社に限ります。）
相互接続協定	NTT ドコモビジネスひかり電話相互接続協定

（外国における取扱いの制限）

第３条　NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの取扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

第２章　NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの種類等

（NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの種類）

第３条の２　NTT ドコモビジネスひかり電話サービスには、次の種類があります。

種類	内容
コース１	NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線を利用して NTT ドコモビジネスひかり電話サービスを利用することができるもの
コース２	特定加入者回線とともに NTT ドコモビジネスひかり電話サービスを提供するもの

（ NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの品目等）

第４条　NTT ドコモビジネスひかり電話サービスには、料金表に規定する品目及び細目があります。

第３章　契約

（契約の単位）

第５条　当社は、共通編第８条（ＩＰ通信網契約の単位）に規定する契約の単位として、１の NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等ごとに１の NTT ドコモビジネスひかり電話契約を締結します。この場合、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者は、１の NTT ドコモビジネスひかり電話契約につき、１人に限ります。

（特定加入者回線の終端）

第５条の２　当社は、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者（コース２に係る者に限ります。）が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点に保安器、配線盤又は回線終端装置等を設置し、これを特定加入者回線の終端とします。

２　当社は、前項の地点（その地点が当社のＩＰ通信網サービス取扱所内となる場合を除きます。）を定めるときは、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者と協議します。

（契約申込みの方法）

第６条　共通編第９条（ＩＰ通信網契約申込みの方法）に規定する契約申込みの方法として、NTT ドコモビジネスひかり電話契約の申込みをするときは、当社所定の方法により申込をしていただきます。

２　前項に規定するほか、NTT ドコモビジネスひかり電話契約の申込み（コース２に係るものに限ります。）に際しひかり電話の転用、ひかり電話の事業者変更（入）又は光回線再利用（入）を希望するときは、その旨及び承諾番号（転用承諾番号、事業者変更承諾番号又は光回線再利用承諾番号）を当社所定の方法により申し出ていただきます。

３　前項の場合において、その NTT ドコモビジネスひかり電話契約の申込みをした者が、契約事業者の特定約款の第 22 条の２（ＩＰ通信網サービスの転用）第３項第１号に該当する場合は、同項に規定する債務について、その NTT ドコモビジネスひかり電話契約の申込みをした者から当社へ債務引受の請求があったものとみなして取り扱います。

（契約申込みの承諾）

第７条　当社は、NTT ドコモビジネスひかり電話契約の申込みがあった場合は、共通編第 10 条（ＩＰ通信網契約申込みの承諾）第１項の規定に準じて取り扱います。

２　当社は、前項の規定にかかわらず、共通編第 10 条第２項に規定する場合又は次の場合には、その NTT ドコモビジネスひかり電話契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) NTTドコモビジネスひかり電話契約(コース１に係るものに限ります。)の申込みをした者が、そのNTTドコモビジネスひかり電話契約に係るNTTドコモビジネスひかり電話利用回線の契約を締結している者と同一の者とならないとき。

(2) NTTドコモビジネスひかり電話サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

(3) NTTドコモビジネスひかり電話契約の申込みをした者がNTTドコモビジネスひかり電話サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(4) NTTドコモビジネスひかり電話相互接続点に係る NTTドコモビジネスひかり電話協定事業者の承諾が得られないとき、その他NTTドコモビジネスひかり電話相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。

(5) 第36条（利用に係る契約者の義務）又は第37条（利用上の制限）の規定に違反するおそれがあるとき。

(6) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

３　当社は、コース２に係る NTT ドコモビジネスひかり電話契約の申込みについては、その特定加入者回線の終端の場所が別記 21 に定める区域内となる場合に限り、承諾します。

（ひかり電話の事業者変更）

第７条の２　当社は、ひかり電話の事業者変更（入）の申込みにおいて、共通編第 10 条（ＩＰ通信網契約申込みの承諾）第２項各号のいずれかに該当する場合のほか、次の場合を除いて、これを承諾します。

(1) NTT ドコモビジネスひかり電話契約（コース 2 に係るものに限ります。）の事業者変更（入）と同時にその電気通信サービスに係る品目若しくは細目の変更、移転又は契約内容の変更を請求したとき。

(2) 現に利用している電気通信サービスに係る付加機能が、NTT ドコモビジネスひかり電話契約（コース 2 に係るものに限ります。）の附帯サービスでない場合において、当該付加機能の契約を共通編別記２の(1)に規定する特定協定事業者のＩＰ通信網サービスの契約へ移行することを承諾しないとき。

(3) NTT ドコモビジネスひかり電話契約（コース１に係るものに限ります。）の事業者変更（入）と同時に、現に利用している電気通信サービスから NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線への事業者変更（入）を行わないとき。

２　NTT ドコモビジネスひかり電話契約者はひかり電話の事業者変更（出）の請求をすることができます。当社は、共通編第 10 条（ＩＰ通信網契約申込みの承諾）第２項の各号のいずれかに該当する場合のほか、次の場合を除いて、これを承諾します。

(1) 当社が NTT ドコモビジネスひかり電話契約者からの請求に基づきその NTT ドコモビジネスひかり電話契約に係る品目若しくは細目の変更、移転又は契約内容の変更を行っているとき。

(2) 光コラボレーション事業者が締結する光コラボレーションモデルに関する契約に基づき NTT 東日本

株式会社又はNTT西日本株式会社が保有するその特定加入者回線に係る氏名、設置場所及び附帯サービス等（光アクセス回線の事業者変更を行うために必要な情報をいいます。）をNTT東日本株式会社又はNTT西日本株式会社が事業者変更先の電気通信事業者に通知する必要があることについて承諾しないとき。

(3) 事業者変更先の電気通信事業者が承諾しないとき。

(4) その他ひかり電話の事業者変更（出）に関する業務の遂行に係る当社とNTT東日本株式会社又はNTT西日本株式会社との契約に基づく条件に適合しないとき。

(5) NTTドコモビジネスひかり電話契約（コース1に係るものに限ります。）のひかり電話の事業者変更（出）と同時に、現に利用しているNTTドコモビジネスひかり電話利用回線の事業者変更（出）を行わないとき。

3　当社はNTTドコモビジネスひかり電話契約者（コース2に係るものに限ります。）からのひかり電話の事業者変更（出）の請求を承諾したときは、事業者変更承諾番号を発行します。この場合において、事業者変更承諾番号の有効期限は払出日を含めて15日とします。

（光回線再利用）

第７条の３　当社は、光回線再利用（入）の申込みにおいて、共通編第10条（ＩＰ通信網契約申込みの承諾）第２項各号のいずれかに該当する場合のほか、次の場合を除いて、これを承諾します。

(1) NTTドコモビジネスひかり電話契約（コース2に係るものに限ります。）の光回線再利用（入）と同時にその電気通信サービスに係る移転を請求したとき。

(2) 光回線再利用（入）にあたり、その再利用する引込線に係る情報（光回線再利用に関して当社がNTTドコモビジネスひかり電話契約の申込みを行う者から取得する光回線再利用承諾番号、NTTドコモビジネスひかり電話契約の申込みを行う者の氏名又は名称、住所又は居所、引込線に係る終端の場所及び工事実施予定日等の情報をいいます。）について、契約事業者が光回線再利用に係る業務を行うために必要な範囲において、当社が契約事業者に通知し、また、契約事業者が利用することをNTTドコモビジネスひかり電話契約の申込みを行う者が承諾しないとき。

(3) 光回線再利用（入）を適用することが設備上困難であるとき。

2　NTTドコモビジネスひかり電話契約者はひかり電話の光回線再利用（出）の請求をすることができます。当社は、共通編第10条（ＩＰ通信網契約申込みの承諾）第２項の各号のいずれかに該当する場合のほか、次の場合を除いて、これを承諾します。

(1) 当社がNTTドコモビジネスひかり電話契約者からの請求に基づきそのNTTドコモビジネスひかり電話契約に係る品目若しくは細目の変更、移転又は契約内容の変更を行っているとき。

(2) 光回線再利用（出）にあたり、その再利用する引込線に係る情報（NTTドコモビジネスひかり電話契約者の氏名又は名称、住所又は居所、引込線に係る終端の場所及び工事実施予定日等の情報をいいます。）について、契約事業者が光回線再利用に係る業務を行うために必要な範囲において、当社が契約事業者に通知し、また、契約事業者が利用することをNTTドコモビジネスひかり電話契約者が承諾しないとき。

(3) 移行先の電気通信事業者が承諾しないとき。

(4) 光回線再利用（出）を適用することが設備上困難であるとき。

(5) その他光回線再利用（出）に関する業務の遂行に係る当社とNTT東日本株式会社又はNTT西日本株式会社との契約に基づく条件に適合しないとき。

3　当社はNTTドコモビジネスひかり電話契約者（コース2に係るものに限ります。）からの光回線再利用（出）の請求を承諾したときは、光回線再利用承諾番号を発行します。この場合において、光回線再利用承諾番号の有効期限は払出日を含めて15日とします。

（契約者回線番号）

第８条　NTTドコモビジネスひかり電話サービスの契約者回線番号は、１のNTTドコモビジネスひかり電話利用回線等ごとに当社が定めます。

2　NTTドコモビジネスひかり電話利用回線等の移転等により、そのNTTドコモビジネスひかり電話利用回線等について契約者回線番号の変更を行う必要が生じたときは、当社は、その変更を行います。

3　前項に規定するほか、当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、NTTドコモビジネスひかり電話サービスの契約者回線番号を変更することがあります。

4　前２項の規定により、NTTドコモビジネスひかり電話サービスの契約者回線番号を変更する場合には、あらかじめそのことをNTTドコモビジネスひかり電話契約者に通知します。

（注１）番号ポータビリティ（事業法第 50 条に規定するものをいいます。以下同じとします。）によってその変更前の電気通信番号と同一の番号を利用することができます。ただし、次に掲げる場合は、この限りでありません。

・技術的に困難な場合等実施の例外として総務大臣が特に認める場合（総務省の定める番号区画と当社の定める番号区画が異なる場合等とします。総務省の定める番号区画と当社の定める番号区画が異なる区域については、契約事業者の電話サービス契約約款に定めるものとします。）

・他の電気通信事業者が番号ポータビリティを認めない場合

（注２）当社は、本条の規定によるほか、第 33 条（修理又は復旧の順位）の規定による場合は、NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの契約者回線番号を変更することがあります。

（請求による契約者回線番号の変更）

第９条　NTT ドコモビジネスひかり電話契約者は、迷惑電話（いたずら、いやがらせその他これに類する通信であって、現にその通信の受信者が迷惑であると認めるものをいいます。）又は間違い電話（現に使用している契約者回線番号に対して、反復継続して誤って接続される通信をいいます。）を防止するために、契約者回線番号を変更しようとするときは、所属ＩＰ通信網サービス取扱所に対し当社所定の書面によりその変更の請求をしていただきます。

２　当社は、前項の請求があったときは、当社の業務の遂行上支障がある場合を除いて、 その請求を承諾します。

（種類の変更）

第９条の２　NTT ドコモビジネスひかり電話契約者は、種類の変更の請求をすることができます。この場合において、変更後の NTT ドコモビジネスひかり電話サービス（コース２に係る者に限ります。）については、その変更の日までにその NTT ドコモビジネスひかり電話契約に係る NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線の利用を開始するものとします。

２　当社は、第１項の請求があったときは、第７条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（品目等の変更）

第 10 条　NTT ドコモビジネスひかり電話契約者は、品目又は細目の変更の請求をすることができます。

２　前項の規定にかかわらず、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者は、メニュー１とメニュー２又はメニュー３の間の相互の細目の変更の請求をすることができません。

３　第１項の規定にかかわらず、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者（メニュー１－２に係る者（細目の変更の申出のあった日を含む料金月の初日から申出の日までのいずれかの期間において、NTT ドコモビジネスひかり電話サービス（メニュー１－２に係るものに限ります。）の提供を受けていた者を含みます。）に限ります。）は、料金月の初日以外の日において、メニュー１－１（同一契約者に係る NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線間の通信料の月極割引の適用を受ける場合に限ります。）への細目の変更の請求をすることができません。

４　当社は、第１項の請求があったときは、第７条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（特定加入者回線の移転）

第 10 条の２　NTT ドコモビジネスひかり電話契約者（コース２に係るものに限ります。）は、特定加入者回線の移転を請求することができます。

２　当社は、前項の請求があったときは、第７条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（収容ＩＰ通信網サービス取扱所）

第 10 条の３　当社は、特定加入者回線をそれぞれ次のＩＰ通信網サービス取扱所の取扱所交換設備に収容します。

ただし、料金表第１表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

区別	収容ＩＰ通信網サービス取扱所
１　特定加入者回線の終端のある場所がＩＰ通信網サービス区域（契約事業者のＩＰ通信網サービス契約約款に定めるものをいいます。以下同じとします。）内となるもの	そのＩＰ通信網サービス区域内のＩＰ通信網サービス取扱所であって、当社が指定するもの
２　特定加入者回線の終端のある場所がＩＰ通信網サービス区域外となるもの	その特定加入者回線の終端のある場所の近隣のＩＰ通信網サービス取扱所であって、当社が指定するもの

２　当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、収容ＩＰ通信網サービス取扱所を変更することがあります。

（注）当社は、本条の規定によるほか、第 33 条（修理又は復旧の順位）の規定による場合は、収容ＩＰ通信網サービス取扱所を変更することがあります。

（利用の一時中断）

第 11 条　当社は、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者から請求があったときは、NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの利用の一時中断（その契約者回線番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

（契約に係る利用権の譲渡）

第 12 条　NTT ドコモビジネスひかり電話契約に係るＩＰ通信網利用権（NTT ドコモビジネスひかり電話契約者が NTT ドコモビジネスひかり電話契約に基づいて NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡については、共通編第 13 条（ＩＰ通信網契約に基づく権利の譲渡）第１項の規定に準じて取り扱います。

２　NTT ドコモビジネスひかり電話契約に係るＩＰ通信網利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属ＩＰ通信網サービス取扱所に請求していただきます。

３　当社は、前項の規定により NTT ドコモビジネスひかり電話契約に係るＩＰ通信網利用権の譲渡の承認を求められたときは、共通編第 13 条第３項に規定するほか、次の場合を除いて、これを承認します。

(1) その NTT ドコモビジネスひかり電話契約（コース１に係るものに限ります。）に係る NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線に関する権利の譲渡に伴うものでないとき。

(2) NTT ドコモビジネスひかり電話契約（コース１に係るものに限ります。）に係るＩＰ通信網利用権を譲り受けようとする者がその NTT ドコモビジネスひかり電話契約に係る NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線の契約を締結している者と同一の者とならないとき。

(3) NTT ドコモビジネスひかり電話相互接続点との間の通信を伴う契約に係るＩＰ通信網利用権の譲渡の場合にあっては、その譲渡がその相互接続通信に係る NTT ドコモビジネスひかり電話協定事業者の承諾が得られないとき、その他 NTT ドコモビジネスひかり電話相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。

４　NTT ドコモビジネスひかり電話契約に係るＩＰ通信網利用権の譲渡があったときは、譲受人は、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者の有していた一切の権利及び義務（第 28 条（通信料の支払義務）の規定により、NTT ドコモビジネスひかり電話協定事業者が定める相互接続通信の料金のうち当社が請求することとなる料金を支払う義務を含みます。）を承継します。

（契約者が行う契約の解除）

第 12 条の２　NTT ドコモビジネスひかり電話契約者が事業者変更（出）、光回線再利用（出）又は番号ポータビリティを希望する場合であって、当社がその事実を知ったときは、共通編第 14 条（ＩＰ通信網契約者が行う IP 通信網契約の解除）の通知があったものとみなし、NTT ドコモビジネスひかり電話契約を解除します。

（当社が行う契約の解除）

第 13 条　当社が行う NTT ドコモビジネスひかり電話契約の解除については、共通編第 15 条（当社が行うＩＰ通信網契約の解除）の規定に準じて取り扱います。

２　前項に規定するほか、当社は、第 18 条（利用停止）の規定により NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの利用を停止された NTT ドコモビジネスひかり電話契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その NTT ドコモビジネスひかり電話契約を解除することがあります。

３　当社は、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者が第 18 条第１項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの利用停止をしないでその契約を解除することがあります。

４　当社は、前２項に規定する場合のほか、次の場合は、その NTT ドコモビジネスひかり電話契約（コース１に係るものに限ります。以下この項において同じとします。）を解除することがあります。

(1) NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線に係る電気通信サービスについて契約の解除があったとき。

(2) NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線に係る電気通信サービスに関する権利の譲渡があった場合であって、その NTT ドコモビジネスひかり電話サービスに係るＩＰ通信網利用権の譲渡の承認の請求がないとき。

(3) NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線の移転等により契約事業者の音声利用ＩＰ通信網サービス

の提供区域外となったとき。

(4) NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線について当社と契約を締結している者が同一の者でないことについて、その事実を知ったとき。

（その他の提供条件）

第 14 条 NTT ドコモビジネスひかり電話契約に関するその他の提供条件については、別記２及び３に定めるところによります。

（不提供）

第 15 条 当社は、NTT ドコモビジネスひかり電話サービスを提供するにあたり、契約者回線がＩＰ通信網サービス取扱所内を終端とするものは提供しません。

第４章 付加機能

（付加機能の提供）

第 15 条の２ 当社は、共通編第 18 条（付加機能の提供）第１項に規定するほか、付加機能（転送電話機能に限ります。）の請求があったとき、電気通信番号計画（令和元年総務省告示第６号）別表第４の定めによる本人特定事項の確認ができない場合は、その付加機能を提供できない場合があります。

（付加機能の利用の一時中断）

第 16 条 当社は、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断（その付加機能に係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

（付加機能の廃止）

第 16 条の２ 当社は、付加機能（特定番号通知機能に限ります。）の提供条件を満たさなくなったことを知ったときは、その付加機能を廃止します。

第５章 利用中止等

（利用中止等）

第 17 条 当社は、共通編第 23 条（利用中止）第１項に規定するほか、次の場合には、NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの利用の一部又は全部を中止することがあります。

(1) NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの品質確保のためやむを得ないとき。

(2) 特定の NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等から、多数の不完了呼（相手先の応答前に発信を取り止めることをいいます。以下同じとします。）を発生させたことにより、現に通信がふくそうし、又はふくそうするおそれがあると当社が認めたとき。

(3) NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線に係る電気通信サービスの利用中止を行ったとき。

２ 当社は、前項の規定により NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの利用を中止するときは、共通編第 23 条第２項の規定に準じて取り扱います。

３ 第１項に規定するほか、NTT ドコモビジネスひかり電話サービスに関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、その NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの利用を中止することがあります。

（利用停止）

第 18 条 共通編第 24 条（利用停止）の規定は、次のとおり読み替えるものとします。

当社は、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者が次のいずれかに該当するときは、６か月以内で当社が定める期間（その NTT ドコモビジネスひかり電話サービスに係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった NTT ドコモビジネスひかり電話サービスに係る料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われたことを当社が知った日以降の当社が指定する日までの間）、その NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの利用を停止することがあります。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、第 31 条（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。）。

(2) NTT ドコモビジネスひかり電話契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他のＩＰ通信網サービスに係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、第 31 条（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡

することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。）。

(3) NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。

(4) NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線若しくは加入者回線から取りはずさなかったとき。

(5) 第 36 条（利用に係る契約者の義務）又は第 37 条（利用上の制限）の規定に違反したと当社が認めたとき。

(6) 前５号のほか、この約款の規定に反する行為であって NTT ドコモビジネスひかり電話サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

２ 前項に規定するほか、当社は、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者が次に掲げる事項（当社が別に定める規定に係るものに限ります。）について、事実を告げず、又は不実のことを告げる こと等により、当社が別に定める書面を当社の責によらず交付（当社が別に定める場合に限ります。）することができない場合、その NTT ドコモビジネスひかり電話契約者に対し、当該事項の確認を行うことがあります。この場合において、連絡がつかない等の理由により、料金 について支払を怠るおそれがあると当社が判断した場合は、６か月以内で当社が定める期間､その NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの利用を停止することがあります。

(1) NTT ドコモビジネスひかり電話契約者の氏名又は名称

(2) NTT ドコモビジネスひかり電話契約者の住所又は居所

(3) その他 NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの提供に必要な事項

３ 当社は、第１項の規定により NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの利用停止をするときは、 あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、本条第１項第４号により、NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの利用停止を行うときであって、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

（注１）本条第２項の当社が別に定める規定は、共通編第 10 条（ＩＰ通信網契約申込みの方法）、第 13 条（ＩＰ通信網契約に基づく権利の譲渡）、別記４（ＩＰ通信網契約者の地位の承継）及び別記５（ＩＰ通信網契約者の氏名等の変更）とします。

（注２）本条第２項の当社が別に定める書面は、事業法第 26 条の２（書面交付）の規定に基づき当社が交付する書面とします。

（注３）本条第２項の当社が別に定める場合は、当社が郵便、信書便、電報その他の対面することなく書面を交付する手段で交付した書面が到達する場合とします。

（提供休止）

第 19 条 当社は、契約事業者との契約の解除、契約事業者の契約約款等の廃止又は契約事業者の電気通信事業の休止若しくは廃止により、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者が NTT ドコモビジネスひかり電話サービスを全く利用できなくなったときは、その NTT ドコモビジネスひかり電話サービスについて提供休止（その NTT ドコモビジネスひかり電話サービスに係る電気通信設備及び契約者回線番号を他に転用することを条件としてその NTT ドコモビジネスひかり電話サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）とします。

ただし、その NTT ドコモビジネスひかり電話サービスについて、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者から NTT ドコモビジネスひかり電話契約の解除の通知があったときは、この限りでありません。

２ 当社は、前項の規定により、提供休止しようとするときは、あらかじめそのことを NTT ドコモビジネスひかり電話契約者に通知します。

３ 第１項の提供休止の期間は、その提供休止をした日から起算して１年間とし、その提供休止の期間を経過した日において、その NTT ドコモビジネスひかり電話契約は解除されたものとして取り扱います。この場合、その NTT ドコモビジネスひかり電話契約者にそのことを通知します。

第６章　通信

（相互接続点との間の通信等）

第 20 条　相互接続通信は、NTT ドコモビジネスひかり電話相互接続協定に基づき当社が別に定める通信に限り行うことができるものとします。

２　相互接続通信を行うことができる地域（以下「接続対象地域」といいます。）は、当社が NTT ドコモビジネスひかり電話相互接続協定により定めた地域に限り行うことができるものとします。

（注）当社が別に定める通信は、別記４に定めるところによります。

（通信の切断）

第 21 条　当社は、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 15 条第２項及び第 15 条の２第３項の規定による警報事項の通知に当たり必要がある場合は、通信を切断することがあります。この場合、契約事業者（契約事業者の委任を受けた当社を含みます。）は、あらかじめその通信をしている者にそのことを通知します。

（通信時間等の制限）

第 22 条　前条及び共通編第 26 条（通信利用の制限等）の規定によるほか、当社は、通信が著しくふくそうするときは、通信時間又は特定の地域の契約者回線等への通信の利用を制限することがあります。

（通信時間の測定等）

第 23 条　通信時間の測定等については、料金表第１表第２（通信料）に定めるところによります。

（国際通信の取扱い地域）

第 24 条　国際通信の取扱い地域は、料金表第１表第２（通信料）に定めるところによります。

（契約者回線番号等通知）

第 25 条　NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等から契約者回線等への通信については、その NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等に係る NTT ドコモビジネスひかり電話契約者の契約者回線番号を着信先の契約者回線等へ通知します。

ただし、次の通信については、この限りでありません。

(1)　通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通信

(2)　契約者回線番号非通知（契約者の請求により、NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等から行う通信について、その契約者回線番号を着信先の契約者回線等へ通知しないことをいいます。）の扱いを受けている NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等から行う通信（当社が別に定める方法により行う通信を除きます。）

(3)　その他当社が別に定める通信

(注) 当社が別に定める通信は、次のとおりとします。

アナログ方式の自動車・携帯電話（一部を除く）への通信、地域系事業者（一部を除く）の契約者回線への通信、国際通話等

２　前項の規定により、その NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等の契約者回線番号を着信先の契約者回線等へ通知しない扱いとした通信については、着信先の契約者回線等が当社が別に定める付加機能を利用している場合はその通信が制限されます。

３　当社は、前２項の規定にかかわらず、NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等から、電気通信番号規則別表第 12 号に規定する緊急通報に関する電気通信番号をダイヤルして通信を行う場合は、その NTT ドコモビジネスひかり電話契約者の契約者回線番号、氏名又は名称及び NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等の終端の場所を、その着信先の機関へ通知することがあります。

ただし、通信の発信に先立ち「184」をダイヤルして行う通信については、この限りでありません。

４　当社は、前３項の規定により、契約者回線番号等を着信先の契約者回線等へ通知する又は通知しないことに伴い発生する損害については、この約款中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

５　NTT ドコモビジネスひかり電話契約者は、前４項の規定等により通知を受けた契約者回線番号等の利用に当たっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重するものとします。

（注１）本条第１項第２号に規定する当社が別に定める方法により行う通信は、通信の 発信に先立ち、「186」をダイヤルして行う通信とします。

（注２）本条第２項に規定する当社が別に定める付加機能は、発信者電話番号通知リクエスト機能とします。

第７章　料金等

（料金及び工事に関する費用）

第 26 条　当社が提供する NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの料金は、利用料金、通信料及び手続きに関する料金とし、料金表第１表（料金）に定めるところによります。

２　当社が提供する NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの工事に関する費用は、工事費とし、料金表第２表（工事費）に定めるところによります。

（注）本条第１項に規定する利用料金は、当社が提供する NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの態様に応じて、基本額、番号使用料、付加機能使用料、電話ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及びブロードバンドユニバーサルサービス料を合算したものとします。

（利用料金の支払義務）

第 27 条　共通編第 29 条（利用料金等の支払義務）に規定する利用料金等の支払義務として、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者（メニュー１に係る者に限ります。以下この条において同じとします。）にあっては、その NTT ドコモビジネスひかり電話契約に基づいて当社が NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの提供を開始した日（付加機能についてはその提供を開始した日）を含む料金月の翌料金月から起算して、NTT ドコモビジネスひかり電話契約の解除があった日（付加機能についてはその廃止のあった日）を含む料金月までの期間について、当社が提供する NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの態様に応じて料金表第１表第１（利用料金）に規定する利用料金及び第１表第２（通信料）に規定する定額通信料の支払いを要します。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

２　前項の期間において、利用の一時中断等により NTT ドコモビジネスひかり電話サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは、次によります。

(1) 利用の一時中断をしたときは、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。

(2) 利用停止があったときは、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。ただし、共通編第 24 条（利用停止）第２項の規定に該当する場合は、この限りでありません。この場合において利用を停止した日を NTT ドコモビジネスひかり電話契約の解除があった日（付加機能についてはその廃止のあった日）、利用の停止を解除した日を NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの提供を開始した日（付加機能についてはその提供を開始した日）とみなして取扱います。

(3) 前２号の規定によるほか、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者は、次の場合を除き、NTT ドコモビジネスひかり電話サービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

区　　別	支払いを要しない料金
1　NTT ドコモビジネスひかり電話契約者の責めによらない理由により、その NTT ドコモビジネスひかり電話サービスを全く利用できない状態（その NTT ドコモビジネスひかり電話契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその NTT ドコモビジネスひかり電話サービスについての料金

2　当社の故意又は重大な過失によりその NTT ドコモビジネスひかり電話サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその NTT ドコモビジネスひかり電話サービスについての料金
3　NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線収容部（NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線とＩＰ通信網設備（NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線に係る設備を除きます。）の接続点をいいます。以下同じとします。）の変更、接続契約者回線等に係る終端の場所の変更又は移転に伴って、NTT ドコモビジネスひかり電話サービスを利用できなくなった期間が生じたとき（NTT ドコモビジネスひかり電話契約者の都合により NTT ドコモビジネスひかり電話サービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。）。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその NTT ドコモビジネスひかり電話サービスについての料金

3　当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（利用料金の支払義務）

第 27 条の２　共通編第 29 条（利用料金等の支払義務）に規定する利用料金等の支払義務として、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者(メニュー２又はメニュー３に係る者に限ります。以下この条において同じとします。)にあっては、その NTT ドコモビジネスひかり電話契約に基づいて当社が NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの提供を開始した日（付加機能についてはその提供を開始した日）から起算して、契約の解除があった日（付加機能についてはその廃止があった日）の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、１日間とします。）について、当社が提供する NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの態様に応じて料金表第１表第１（利用料金）に規定する利用料金及び第１表第２（通信料）に規定する定額通信料の支払いを要します。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2　前項の期間において、利用の一時中断等により NTT ドコモビジネスひかり電話サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは、前条第２項の規定に準じて取り扱います。

3　当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、前条第３項の規定に準じて取り扱います。

（通信料の支払義務）

第 28 条　NTT ドコモビジネスひかり電話契約者は、NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等から行った通信（その NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等の契約者以外の者が行った通信を含みます。）について、当社が測定した通信時間と料金表第１表第２（通信料）の規定（第１表第２（通信料）に規定する定額通信料を除きます。）とに基づいて算定した通信料の支払いを要します。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2　相互接続通信の料金の支払義務については、前項の規定にかかわらず、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者又は相互接続通信の利用者は、NTT ドコモビジネスひかり電話相互接続協定に基づき当社又は NTT ドコモビジネスひかり電話協定事業者の契約約款等に定めるところにより、相互接続通信に関する料金の支払いを要します。相互接続通信に係る料金の設定又はその請求については、当社又は NTT ドコモビジネスひかり電話協定事業者が行うものとし、接続形態別の具体的な取扱いについては、NTT ドコモビジネスひかり電話相互接続協定に基づき当社が別に定めるところによります。

3　前２項の規定にかかわらず、通信料について、料金表第１表第１（利用料金）又は同表第２（通信料）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

4　NTT ドコモビジネスひかり電話契約者（相互接続通信の利用者を含みます。以下この条において同じ

とします。）は、通信の料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第１表第２（通信料）に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

（注）本条に規定する当社が別に定めるところは、別記４及び別記 16 から別記 19 に定めるところによります。

（手続きに関する料金の支払義務）

第 28 条の２　NTT ドコモビジネスひかり電話契約者は、NTT ドコモビジネスひかり電話サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第１表第３（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

（工事費の支払義務）

第 29 条　NTT ドコモビジネスひかり電話契約者は、NTT ドコモビジネスひかり電話契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第２表（工事費）に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその NTT ドコモビジネスひかり電話契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りでありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

２　工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者は、 その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（料金の計算等）

第 30 条　料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表に定めるところによります。

第 31 条　削除

第８章　保守

（契約者の切分責任）

第 32 条　削除

（修理又は復旧の順位）

第 33 条　当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、共通編第 26 条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第１順位及び第２順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順　位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関との契約に係るもの 水防機関との契約に係るもの 消防機関との契約に係るもの 災害救助機関との契約に係るもの 警察機関との契約に係るもの 防衛機関との契約に係るもの 輸送の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの 通信の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの

2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの 選挙管理機関との契約に係るもの 共通編別記 18 の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関との契約に係るもの 預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの 国又は地方公共団体の機関との契約に係るもの（第１順位となるものを除きます。）
3	第１順位及び第２順位に該当しないもの

（注）当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、暫定的に回線収容部又は契約者回線番号を変更することがあります。

第９章　損害賠償

（責任の制限）

第 34 条　当社は、NTT ドコモビジネスひかり電話サービスを提供すべき場合において、当社（契約事業者を含みます。）の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（その提供をしなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局（複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所をいいます。以下同じとします。）若しくは固定衛星地球局より外国側若しくは衛星側の電気通信回線設備における障害であるときを除きます。）は、その NTT ドコモビジネスひかり電話サービスを全く利用できない状態（その NTT ドコモビジネスひかり電話契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

ただし、契約事業者又は NTT ドコモビジネスひかり電話協定事業者が契約事業者又は NTT ドコモビジネスひかり電話協定事業者の契約約款及び料金表の定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りでありません。

２　前項の場合において、当社は、NTT ドコモビジネスひかり電話サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその NTT ドコモビジネスひかり電話サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(1)　料金表第１表第１（利用料金）に規定する利用料金

(2)　料金表第１表第２（通信料）に規定する通信料（NTT ドコモビジネスひかり電話サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前６料金月の１日当たりの平均通信料（前６料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

３　当社の故意又は重大な過失により NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの提供をしなかったときは、前２項の規定は適用しません。

４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、付加機能に係る損害賠償の取扱いに関する細目について料金表第１表第１に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

（注１）本条第２項第２号に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、NTT ドコモビジネスひかり電話サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における１日当たりの平均通信料とします。

（注２）本条第２項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

第 10 章　雑則

（協定事業者との電気通信サービスに係る契約の締結）

第 35 条　NTT ドコモビジネスひかり電話契約の申込みの承諾を受けた者又はＩＰ通信網利用権を譲り受けることの承認を受けた者（以下この条において「契約者等」といいます。）は、別記 20 に定める NTT ドコモビジネスひかり電話協定事業者（事業法第９条に基づき、総務大臣の登録を受けた者に限ります。

以下この条において同じとします。）がそれぞれ定める契約約款の規定に基づいて、その協定事業者と別記20に定める電気通信サービスに係る契約を締結したこととなります。
ただし、契約者等からその協定事業者に対してその契約を締結しない旨の意思表示があったときは、この限りでありません。

2　前項の規定により契約を締結した者は、該当するNTTドコモビジネスひかり電話協定事業者に係る電気通信サービスの利用があったときに、そのNTTドコモビジネスひかり電話協定事業者の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要することとなります。
ただし、その契約を締結した者が、その契約に基づく請求により電気通信サービスの提供を受けているときは、その利用の状況にかかわらず、その協定事業者の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要することがあります。

（利用に係る契約者の義務）

第36条　NTTドコモビジネスひかり電話契約者は、共通編第42条（利用に係るＩＰ通信網契約者の義務）第1項に規定するほか、次のことを守っていただきます。

(1)　故意にNTTドコモビジネスひかり電話利用回線等を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換又はNTTドコモビジネスひかり電話サービスの品質確保に妨害を与える行為を行わないこと。

(2)　故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。

2　NTTドコモビジネスひかり電話契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

（利用上の制限）

第37条　前条に規定するほか、NTTドコモビジネスひかり電話契約者が、次に掲げる態様で通信を行うことを禁じます。NTTドコモビジネスひかり電話契約者が、コールバックサービス（本邦から発信する国際通信を、外国から発信する形態に転換することによって通信を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）のうち、当社の電気通信設備の品質と効率を著しく低下させる次に掲げる方式のものを利用し、又は他人に利用させること。

方　　式	概　　要
ポーリング方式	外国側から本邦宛に継続して電話の請求が行われ、本邦側の利用者がコールバックサービスの利用を行う場合にのみ、それに応答することで提供がなされるコールバックサービスの方式
アンサーサプレッション方式	その提供に際して、当社が国際通信の通信時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑圧されることとなるコールバックサービスの方式

（契約者の氏名の通知等）

第38条　NTTドコモビジネスひかり電話契約者は、NTTドコモビジネスひかり電話協定事業者（そのNTTドコモビジネスひかり電話契約者と他社相互接続通信（NTTドコモビジネスひかり電話協定事業者の電気通信設備に係る通信をいいます。以下同じとします。）に係る契約を締結している者に限ります。）から請求があったときは、当社がそのNTTドコモビジネスひかり電話契約者の氏名、住所及び契約者回線番号等を、そのNTTドコモビジネスひかり電話協定事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

2　相互接続通信（当社が別に定める付加機能によりその相互接続通信に転送されることとなる通信を含みます。以下この項において同じとします。）に係る契約を締結している者は、その相互接続通信を行うときに、当社がその相互接続通信の発信に係る契約者回線番号等相互接続のために必要な情報を、その相互接続通信に係るNTTドコモビジネスひかり電話協定事業者に通知することについて、同意していただきます。

3　NTTドコモビジネスひかり電話契約者（相互接続通信の利用者を含みます。）は、NTTドコモビジネスひかり電話利用回線等から、当社が別に定める付加機能を利用する接続契約者回線等への通信を行った場合、その通信があった日時、その通信に係る発信電話番号等（契約事業者の電話サービス契約約款に

規定する電話番号その他当社が別に定める番号等をいいます。）、その通信の着信に係る契約者回線番号、録音されたメッセージその他料金表に定める内容を、電子メールによりその付加機能を利用するNTTドコモビジネスひかり電話契約者の指定するメールアドレスに送信することがあることについて、同意していただきます。

4　NTTドコモビジネスひかり電話契約者（相互接続通信の利用者を含みます。以下この項において同じとします。）は、当社が通信履歴等その契約者に関する情報を、当社の委託によりNTTドコモビジネスひかり電話サービスに関する業務を行う者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

5　NTTドコモビジネスひかり電話契約者は、当社が、第31条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社がそのNTTドコモビジネスひかり電話契約者の氏名、住所及び契約者回線番号等、料金の請求に必要となる情報並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード会員番号及び第18条（利用停止）の規定に基づきそのNTTドコモビジネスひかり電話サービスの利用を停止している場合はその内容等、料金の回収に必要となる情報を請求事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

6　NTTドコモビジネスひかり電話契約者は、当社が第31条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、請求事業者がそのNTTドコモビジネスひかり電話サービスに係る債権に関して料金が支払われた等の情報を当社に通知する場合があることについて、同意していただきます。

（注１）当社が別に定める付加機能は、次に掲げる付加機能とします。

・着信お知らせメール機能

（注２）当社が別に定める番号等は、次のとおりとします。

・ディジタル方式の自動車・携帯電話の番号、地域系事業者の契約者回線番号（一部を除く）等

・「公衆電話」、「非通知」、「表示圏外」等の通知できない理由

（契約事業者への氏名の通知等）

第39条　NTTドコモビジネスひかり電話契約者は、契約事業者から当社に請求があったときは、当社がNTTドコモビジネスひかり電話契約者（その者のNTTドコモビジネスひかり電話利用回線等が契約事業者の提供する電気通信サービスに係る場合に限ります。以下この条において同じとします。）の氏名、住所及び通信履歴等（通信が行われた時刻等料金請求その他NTTドコモビジネスひかり電話サービスの提供に必要な情報をいいます。以下同じとします。）をその契約事業者に通知する場合があることについて、予め同意するものとします。

2　NTTドコモビジネスひかり電話契約者は、契約事業者が次の各号において、前項に基づき契約事業者が保有するNTTドコモビジネスひかり電話契約者の情報を第三者（NTTドコモビジネスひかり電話契約者が契約を締結している電気通信事業者又は契約事業者のＩＰ通信網サービス契約約款に定める特定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）に開示する場合があることについて予め同意するものとします。

(1)　第三者から請求があった場合における、通信履歴等そのNTTドコモビジネスひかり電話契約者契約者に関する情報の開示

(2)　契約事業者の委託によりNTTドコモビジネスひかり電話サービスに関する業務を行う電気通信事業者への通信履歴等そのNTTドコモビジネスひかり電話契約者に関する情報の開示

(3)　判決、決定、命令その他の司法上又は行政上の要請、要求又は命令によりその情報の開示が要求された場合における、その請求元機関への開示

3　NTTドコモビジネスひかり電話契約者は、ひかり電話の事業者変更（出）にあたり、その特定加入者回線に係る情報（光コラボレーション事業者が締結する光コラボレーションモデルに関する契約に基づき契約事業者が保有する情報であって、NTTドコモビジネスひかり電話契約者の氏名又は名称、住所又は居所、特定加入者回線の設置場所、特定加入者回線に係る品目又は細目、契約事業者がNTTドコモビジネスひかり電話契約者に対して直接提供するサービスがある場合には当該サービスに関するNTTドコモビジネスひかり電話契約者と契約事業者との契約内容をいいます。）のうち、ひかり電話の事業者変更を行うために必要な情報について、契約事業者が事業者変更先の電気通信事業者に通知する必要があることについて、予め承諾するものとします。

4　NTTドコモビジネスひかり電話契約の申込みを行う者又はNTTドコモビジネスひかり電話契約者（以下この項において「申込者等」といいます。）は、光回線再利用にあたり、その再利用する引込線に係

る情報（光回線再利用に関して当社が申込者等から取得する光回線再利用承諾番号、申込者等の氏名又は名称、住所又は居所、引込線に係る終端の場所及び工事実施予定日等の情報をいいます。）について、契約事業者が光回線再利用に係る業務を行うために必要な範囲において、当社が契約事業者に通知し、また、契約事業者が利用することを予め承諾するものとします。

（ NTT ドコモビジネスひかり電話協定事業者からの通知）

第 39 条の２　NTT ドコモビジネスひかり電話契約者は、共通編第 46 条（協定事業者からの通知）に規定するほか、当社が、NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等から第三者による不正な国際通話の発信を監視するために必要があるときは、NTT ドコモビジネスひかり電話協定事業者から必要な NTT ドコモビジネスひかり電話契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

（時報サービス及び災害用伝言ダイヤル）

第 40 条　NTT ドコモビジネスひかり電話契約者は、次表により時報サービス及び災害用伝言ダイヤルを利用することができます。

区　　別	内　　容	電気通信番号
時報サービス	日本中央標準時に準拠した時刻を通知するサービス	117
災害用伝言ダイヤル	災害が発生した場合（国又は地方公共団体により防災訓練が実施される場合等を含みます。）に、特定協定事業者が必要と認める期間内において、３桁の数字からなるサービス番号並びに連絡番号又は連絡番号及び暗証番号を使用して特定協定事業者の音声蓄積装置へ行う通話について、メッセージの蓄積、再生及び消去を行うサービス	171

２　当社は、時報サービスに係る通信について、時報を聞く事ができる状態にした時刻から起算し、６分経過後９分までの間において、その通信を打ち切ります。

３　時報サービスの利用に係る通信の料金については、料金表第１表（料金（附帯サービスの料金を除きます。））に定める通信料を適用するものします。

第 40 条の２　削除

（番号情報の提供）

第 40 条の３　当社は、番号情報の提供については、契約事業者の特定約款の定めに準じて取り扱います。

（契約者に対する通知）

第 40 条の４　NTT ドコモビジネスひかり電話契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

(1)　当社のＷｅｂサイトに掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者に対する通知が完了したものとします。

(2)　NTT ドコモビジネスひかり電話契約者が NTT ドコモビジネスひかり電話契約の申込みの際又はその後に当社に届け出た NTT ドコモビジネスひかり電話契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、又はＦＡＸ番号宛にＦＡＸを送信して行います。この場合は、当社が送信した時をもって、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者に対する通知が完了したものとします。

(3)　NTT ドコモビジネスひかり電話契約者が NTT ドコモビジネスひかり電話契約の申込みの際又はその後に当社に届け出た NTT ドコモビジネスひかり電話契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、当社が発送した時をもって、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者に対する通知が完了したものとします。

(4)　当社が NTT ドコモビジネスひかり電話契約者に対し、対面にて又は電話を用いて口頭で伝えます。この場合は、その口頭で伝えた時をもって、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者に対する通知が完了したものとします。

(5)　その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者に対する通知が完了したものとします。

第 11 章　附帯サービス

（附帯サービス）

第 41 条　NTT ドコモビジネスひかり電話サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記８から 14 に定めるところによります。

別記

１　NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線に係る電気通信サービスの契約

(1) NTT ドコモビジネスひかり電話サービス（コース１メニュー１に係るものに限ります。）について、NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線とすることができる当社の電気通信サービスの契約は次表のとおりとします。

電気通信サービスの契約
ＩＰ通信網サービス契約約款別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第２種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます））に規定する第６種オープンコンピュータ通信網サービス（カテゴリー７及びカテゴリー９に係るものに限ります。）に係る契約
Universal One サービス契約約款（第１編）に規定する Universal One サービス第１種（光一括提供型に係るものに限ります。）に係る契約

(2) NTT ドコモビジネスひかり電話サービス（コース１メニュー２又はコース１メニュー３に係るものに限ります。）について、NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線とすることができる電気通信サービスの契約は次表のとおりとします。

電気通信サービスの契約
株式会社ＮＴＴドコモのＩＰ通信網サービス契約約款（ＯＣＮ）に規定する第２種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ８コース１に係るものに限ります。）に係る契約
当社のＩＰ通信網サービス契約約款別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第２種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます））に規定する第６種オープンコンピュータ通信網サービス（カテゴリー７及びカテゴリー９に係るものに限ります。）に係る契約
当社の Universal One サービス契約約款（第１編）に規定する Universal One サービス第１種（光一括提供型に係るものに限ります。）に係る契約
備考　NTT ドコモビジネスひかり電話サービス（コース１メニュー２又はコース１メニュー３に係るものに限ります。）については、株式会社ＮＴＴドコモの第２種オープンコンピュータ通信網サービス（プラン 25 又はプラン 26 に係るものに限ります。）を NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線とすることができません。

２　契約者の地位の承継

(1) 相続又は法人の合併若しくは分割により NTT ドコモビジネスひかり電話契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて所属ＩＰ通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。

(2) (1)の場合に、地位を承継した者が２人以上あるときは、そのうちの１人（NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等に係る NTT ドコモビジネスひかり電話契約者の地位の承継において代表者と定められた者と同一の者とします。）を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

(3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの１人を代表者として取り扱います。

(4) (1)から(3)の規定にかかわらず、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者の地位の承継においてその届出がないときは、当社は、その NTT ドコモビジネスひかり電話契約に係る NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線の契約者の地位の承継の届出をもって、その NTT ドコモビジネスひかり電話契約者の地位の承継の届出があったものとみなして取り扱います。

３　契約者の氏名等の変更の届出

(1) NTT ドコモビジネスひかり電話契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに所属ＩＰ通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。

(2) NTT ドコモビジネスひかり電話契約者の氏名、名称又は住所若しくは居所又は請求書の送付先の変更においてその届け出がないときは、当社は、NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線の契約者の氏名、名称又は住所若しくは居所又は請求書の送付先を NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの契約者の氏名、名称又は住所若しくは居所又は請求書の送付先とみなして取り扱います。

(3) (1)の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくこと

があります。

(4) (1)から(3)に規定するほか、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者の氏名、名称又は住所若しくは居所又は請求書の送付先の変更があったにもかかわらず所属ＩＰ通信網サービス取扱所に届出がないときは、第 13 条（当社が行う契約の解除）、第 17 条（利用中止）、第 18 条（利用停止）及び第 21 条（通信の切断）に規定する通知（料金表に規定するそれらに相当する通知を含みます。）については、当社は、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

４　相互接続通信の料金等の取扱い

(1) NTT ドコモビジネスひかり電話相互接続協定に基づき、行うことができる相互接続通信は、次の通りとします。

ア　国内通信に係る相互接続通信は、NTT ドコモビジネスひかり電話協定事業者に係る相互接続点との間において行うことができます。

イ　国際通信に係る相互接続通信は、ＫＤＤＩ株式会社に係る相互接続点との間において行うことができます。この場合において、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者から、その接続契約者回線等からの国際通信を行えないようにする旨の請求があった場合は、当社の電気通信設備により、その国際通信に係る相互接続通信を接続しない取り扱いを行います。

(2) 別記 19（相互接続通信の接続形態と料金の取扱い）に規定する接続形態により行われる相互接続通信（(4)から(7)に規定するものを除きます。）の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせて別記 19 に規定する料金設定事業者がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、別記 19 に定めるところによります。

ただし、当社又は NTT ドコモビジネスひかり電話協定事業者の付加機能等を利用して行った通信について、料金表第１表第１（利用料金）、同表第２（通信料）又は NTT ドコモビジネスひかり電話協定事業者の契約約款等に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(3) (2)に規定する料金設定事業者が、その契約約款等に定めるところに従ってその通信に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。

(4) 別記 19 に規定する接続形態により行われる相互接続通信のうち中継事業者（別記 16 に規定する中継事業者をいいます。以下同じとします。）に係る相互接続通信（別記６(1)に定める電気通信設備に着信するものとします。）の料金の取扱いは、次のとおりとします。

ア　中継事業者に係る他社相互接続通信（別記６(2)に定めるものとします。以下この別記４において同じとします。）以外の他社相互接続通信を伴うとき。

その相互接続通信の料金は、その通信と、中継事業者に係る他社相互接続通信を除く他社相互接続通信とを合わせて当社が定めるものとし、料金に関するその他の取扱いについては、別記 19 に定めるところによります。

イ　中継事業者に係る他社相互接続通信以外の他社相互接続通信を伴わないとき。

その相互接続通信の料金は、当社が定めるものとし、料金に関するその他の取扱いについては、別記 19 に定めるところによります。

(5) 別記 19 に規定する接続形態により行われる相互接続通信のうち別記 13 に規定する携帯・自動車電話事業者に係る相互接続通信（別記６(3)に定める電気通信設備に着信するものとします。）の料金の取扱いは、次のとおりとします。

ア　その相互接続通信の料金は、その通信と、他社相互接続通信とを合わせてその携帯・自動車電話事業者がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、その NTT ドコモビジネスひかり電話協定事業者の契約約款等に定めるところによります。

イ　アに規定する料金設定事業者が、その契約約款等に定めるところに従ってその通信に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。

(6) (2)から(5)の規定にかかわらず、契約者回線等又は別記６(4)に定める NTT ドコモビジネスひかり電話協定事業者に係る電気通信設備から行われる通信のうち、当社の電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のためにそれぞれの業務を行うＩＰ通信網サービス取扱所等に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものへの相互接続通信の料金については、その通信と他社相互接続通信とを合わせて当社が定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、この約款に定めるところによります。

(7) 国際通信に係る相互接続通信の料金の取扱いは、次のとおりとします。

ア　イ以外のとき。

その相互接続通信の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせてその通信に係る協定事業者（その通信が２以上の協定事業者に係るものであるときは、当社とその通信に係る協定事業者との間の NTT ドコモビジネスひかり電話相互接続協定において定める協定事業者とします。）がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、その NTT ドコモビジネスひかり電話協定事業者の契約約款等に定めるところによります。

イ　NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等から外国の電気通信設備への通信

その相互接続通信の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせて当社が定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、別記 19 に定めるところによります。

５　NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの提供に係る NTT ドコモビジネスひかり電話協定事業者

（契約者回線等（別記 21 に定めるエリアに係るもの）に準じます。）

区分	協定事業者
東日本エリア	ＮＴＴ東日本株式会社の特定約款に定める協定事業者（当社を除きます。）
西日本エリア	ＮＴＴ西日本株式会社の特定約款に定める協定事業者（当社を除きます。）

６　NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの提供に係る NTT ドコモビジネスひかり電話協定事業者の電気通信設備

(1) 別記４(4)の中継事業者に係る相互接続通信の着信に係る電気通信設備

ＫＤＤＩ株式会社のダイヤルアップルータ、株式会社ＮＴＴドコモのＩＰ通信網サービス契約約款（ＯＣＮ）に規定するオープンコンピュータ通信網サービス（第２種オープンコンピュータ通信網サービス（コース２）以外のものとします。）に係る電気通信設備

(2) 別記４(4)の 中継事業者に係る他社相互接続通信に係る電気通信設備

ＫＤＤＩ株式会社のダイヤルアップルータ、株式会社ＮＴＴドコモのＩＰ通信網サービス契約約款（ＯＣＮ）に規定するオープンコンピュータ通信網サービス（第２種オープンコンピュータ通信網サービス（コース２）以外のものとします。）に係る電気通信設備

(3) 別記４(5)の携帯・自動車電話事業者に係る相互接続通信に係る電気通信設備

090	310	143
		14XX
		14XX
		16XX
		14XX
		18XX
	665	1406
		1416
	※ABC	1401
		1403
		1406
		1410
		1411
		1412
		1413
		1416
		1418
		1420
		1421

		1422
	※DEF	1410
		1411
		1412
		1415
		1416
		1417
		1418
		1419
		1420
		1421
		1422
		1428
		1429
		14300
		14310
		14370
		14371
		14372

X には０から９の任意の番号が入り、※ABC、※DEF には次に対応する番号が入ります。

※ABC	130
	861
	391
	393
	131
	392
	860
	132
	341

※DEF	381
	383
	382

(4)別記４(6)の NTT ドコモビジネスひかり電話協定事業者

区分	協定事業者
東日本エリア	NTT 西日本株式会社
西日本エリア	NTT 東日本株式会社

６の２　NTT ドコモビジネスひかり電話契約者からの特定加入者回線の設置場所の提供等

特定加入者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が特定加入者回線及び端末設備を設置するために必要な場所は、その NTT ドコモビジネスひかり電話契約者から提供していただきます。

７　電話帳

(1)　当社は、契約事業者の電話サービス契約約款に基づき提供される電話帳（以下「電話帳」といいま

す。）にNTT ドコモビジネスひかり電話契約者の氏名、職業、契約者回線番号等を掲載します。

(2) 番号情報及び電話帳に関する取扱いについては、契約事業者の電話サービスの加入電話の場合に準ずるものとします。

８　料金明細内訳情報の提供

当社は、料金明細内訳情報を、料金明細蓄積装置（料金明細内訳情報を蓄積する装置を言います。）に登録した電子データにより提供します。

９　利用権に関する事項の証明

(1) 当社は、利害関係人から請求があったときは、ＩＰ通信網利用権に関する次の事項を、当社の帳簿（電磁的記録により調整したものを含みます。）に基づき証明します。ただし、証明の請求のあった事項が過去のものであるときは、証明できないことがあります。

ア　契約の申込みの承諾年月日

イ　契約者回線番号

ウ　契約者の住所又は居所及び氏名

エ　特定加入者回線の終端の場所

オ　そのNTT ドコモビジネスひかり電話サービスの種類、品目及び細目

カ　ＩＰ通信網利用権の譲渡の承認の請求があったときは、その受付年月日及び受付番号

キ　ＩＰ通信網利用権の移転があったときは、その効力が発生した年月日

(2) 利害関係人は、(1)の請求を行うときは、証明を受けたい事項を当社所定の書面に記入のうえ、所属ＩＰ通信網サービス取扱所に提出していただきます。この場合、料金表第３表第２（証明手数料）に規定する手数料の支払いを要します。

(3) NTT ドコモビジネスひかり電話契約者は、当社が(1)の取扱いを行うことについて、同意していただきます。

10　支払証明書の発行

(1) 当社は、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者から請求があったときは、当社がそのNTT ドコモビジネスひかり電話サービスに係る債権を請求事業者に譲渡した場合を除き、所属ＩＰ通信網サービス取扱所において、そのNTT ドコモビジネスひかり電話サービス及び附帯サービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。）が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。

(2) NTT ドコモビジネスひかり電話契約者は、(1)の請求をし、その支払証明書の発行を受けたときは、料金表第３表第３（支払証明書の発行手数料）に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。

(3) NTT ドコモビジネスひかり電話契約者は、当社が(1)の取扱いを行うことについて、同意していただきます。

10 の２　端末設備の提供等

(1) 当社は、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者（メニュー１に係る者に限ります。）から請求があったときは、その１のNTT ドコモビジネスひかり電話契約につき１の端末設備を、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者（メニュー２及びメニュー３に係る者に限ります。）から請求があったときは、その１のNTT ドコモビジネスひかり電話契約につき１以上の端末設備を提供します。この場合において、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者は、料金表第３表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。

(2) 当社が提供する端末設備を設置するために必要な場所は、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者から提供していただきます。

(3) 当社が提供する端末設備に必要な電気は、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者から提供していただきます。

(4) NTT ドコモビジネスひかり電話契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が当社が提供する端末設備に接続されている場合であって、当社が提供する端末設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

(5) 当社は、当社が提供する端末設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

(6) 当社は、端末設備を提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失により本サービス

を提供しなかったときは、その契約者の損害（約款の規定により当社が賠償することとなる部分を除きます。）を賠償します。

(7) NTT ドコモビジネスひかり電話契約者は次のことを守っていただきます。

ア　当社が提供する端末設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは破損し、又はその設備に線条その導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りでありません。

イ　当社が提供する端末設備を改造又は改変等し、通信の伝送交換又はNTT ドコモビジネスひかり電話サービスの品質確保に妨害を与える行為を行わないこと。

ウ　当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が提供する端末設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

エ　端末設備を第三者に譲渡し、転貸し、自己若しくは第三者のための担保として提供し又は使用させないこと。

オ　当社が提供する端末設備を善良な管理者の注意をもって使用及び保管すること。

カ　端末設備に故障、滅失又はき損等が生じたときは、直ちに、その旨を当社に通知し、当社の指示に従うこと。

(8) NTT ドコモビジネスひかり電話契約者は、前項の規定に違反して当社が提供する端末設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(9) 第 12 条（契約に係る利用権の譲渡）又は第 13 条（当社が行う契約の解除）の規定によりNTT ドコモビジネスひかり電話契約が解除となったときは、その端末設備を利用していた者は、端末設備を現状に復したうえで、当社が指定する期日までに当社が指定する場所に送付することにより当社へ返還するものとします。

(10) 前項に規定する期限までに端末設備が返却されない場合は、その NTT ドコモビジネスひかり電話契約者は、当社が指定する期日までに、料金表第３表第４（端末設備の提供等に係る料金）に定める違約金を支払っていただきます。

(11) 前 11 項に定めるほか、端末設備に関する料金その他の取扱いについては、この約款の定めによるものとします。

10 の３　端末設備設定シート記入の代行

(1) 当社は、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者（メニュー２に係る者に限ります。）から請求（その端末設備（別記 10 の２の規定に基づき当社が提供するものに限ります。以下この別記 10 の３において同じとします。）に関する提供の開始の請求と同時に行われた場合に限ります。以下、(1)において同じとします。）があったときは、その１の NTT ドコモビジネスひかり電話契約につき１の端末設備設定シート記入の代行（NTT ドコモビジネスひかり電話契約者からの要請に基づき当社所定の書式への記載の代行を行うことをいいます。以下同じとします。）を、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者（メニュー３に係る者に限ります。）から請求があったときは、その１の NTT ドコモビジネスひかり電話契約につき１以上の端末設備設定シート記入の代行を料金表第３表（附帯サービスに関する料金）第６（端末設備設定シート記入の代行に係る料金）の定めるところにより提供します。この場合、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者は、料金表第３表第６（附帯サービスに係る料金）に規定する端末設備設定シート記入代行料の支払いを要します。

(2) 端末設備設定シート記入の代行については当社所定の方法により請求していただきます。

(3) (1)及び(2)に定めるほか、端末設備設定シート記入の代行に関する料金その他の取扱いについては、この約款の定めによるものとします。

11　契約事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

当社は、NTT ドコモビジネスひかり電話サービスに係る契約の申込みをする者又はNTT ドコモビジネスひかり電話契約者から要請があったときは、契約事業者の電気通信サービスの利用に係る申込み、請求、届出その他その電気通信サービスの利用に係る事項について、手続きの代行を行う場合があります。

12　情報料回収代行の承諾

NTT ドコモビジネスひかり電話契約者は、有料情報サービス(NTT ドコモビジネスひかり電話サービスを利用することにより有料で情報の提供を受けることができるサービスであって、当社以外の者が、当社に

よるその料金の回収代行について当社の承諾を得たうえで提供するものをいいます。以下同じとします。）の利用があった場合には、有料情報サービスの提供者（以下「情報提供者」といいます。）に支払う当該サービスの料金（有料情報サービスの利用の際に、情報提供者がお知らせする料金をいいます。以下同じとします。）を、当社がその情報提供者の代理人として回収することを承諾していただきます。

13　情報料回収代行に係る回収の方法

(1)　当社は、別記 12（情報料回収代行の承諾）の規定により回収する有料情報サービスの料金については、その NTT ドコモビジネスひかり電話契約者に請求します。この場合、その利用に係るサービスの通信に適用される料金月ごとに集計のうえ請求します。

(2)　(1)の場合において、請求する有料情報サービスの料金は、当社の機器により計算します。

14　情報料回収代行に係る免責

当社は、有料情報サービスで提供される情報の内容等当社の責めによらない理由による損害については、責任を負いません。

15　新聞社等の基準

削除

16　他社相互接続通信に係る協定事業者

協 定 事 業 者	内　　容
1　端末系事業者	電気通信番号規則別表第１号に規定する固定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を用いて国内固定電気通信役務を提供する協定事業者
2　中継事業者	電気通信番号規則別表第 10 号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者（NTT 西日本株式会社及び NTT 東日本株式会社を除きます。）
3　携帯・自動車電話事業者	無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）第３条第１号に規定する携帯無線通信（16（携帯・自動車電話事業者の電気通信サービス）に規定するものに限ります。）を提供する電気通信事業者
4　削除	削除
5　削除	削除
6　ＩＰ電話事業者	電気通信番号規則別表第６号に規定する電気通信番号（18（ＩＰ電話事業者の電気通信サービス）に規定するものに限ります。）を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者

17　携帯・自動車電話事業者の電気通信サービス

電気通信サービス
株式会社ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社の提供する電気通信サービス （無線設備規則第３条第１号に規定する携帯無線通信に限ります。）

18　ＩＰ電話事業者の電気通信サービス

使用される電気通信サービス
契約事業者の特定約款に定めるＩＰ電話事業者の電気通信サービスにおいて定める電気通信サービス

19　相互接続通信の接続形態と料金の取扱い

接続形態			料金を定める事業者	料金を請求する事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い
1	発信側の電気通信設備：接続契約者回線等 着信側の電気通信設備：端末系事業者、中継事業者、携帯・自動車電話事業者若しくはＩＰ電話事業者に係る電気通信設備、外国の電気通信設備又は当社の契約者回線等（中継事 業者に係る電気通信設備 については、ＫＤＤＩ株式会社のダイヤルアップルータに係る電気通信設備に限ります。）		当社	当社	その通信（その NTT ドコモビジネスひかり電話契約者以外の者が行った通信を含みます。以下、この表において同じとします。）の発信に係る接続 NTT ドコモビジネスひかり電話契約者	この約款の定めるところによります。
2	発信側の電気通信設備：端末系事業者に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備：接続契約者回線等	(1) (2)から⑸以外の場合	端末系事業者	同左	その端末系事業者の契約約款等に規定する者	その端末系事業者の契約約款等に定めるところによります
		(2) 削除	削除	削除	削除	削除

		(3) 契約事業者に係る電気通信設備（電話サービス又は総合ディジタル通信サービスに係るものに限ります。）から発信し、当社に係る電気通信設備を経由して通信を行った場合	当社	契約事業者	当社の契約約款に規定する者	当社の契約約款に別段の定めがある取扱いを除き、契約事業者の契約約款等に定めるところによります。
		(4) 電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を使用して通信を行った場合（(2)又は(3)の 場合を除く。）	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者	同左	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者の契約約款等に規定する者	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者の契約約款等に定めるところによります。
3	発信側の電気通信設備：携帯・自動車電話事業者に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備：接続契約者回線等		携帯・自動車電話事業者	同左	その携帯・自動車電話事業者の契約約款等に規定する者	その携帯・自動車電話事業者の契約約款等に定めるところによります。
4	削除		削除	削除	削除	削除
5	発信側の電気通信設備：ＩＰ電話事業者に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備：接続契約者回線等		ＩＰ電話事業者	同左	そのＩＰ電話事業者の契約約款等に規定する者	そのＩＰ電話事業者の契約約款等に定めるところによります。
6	発信側の電気通信設備：契約者回線等	着信課金機能を利用して通信を行った場合	当社	当社	その通信の着信に係る接続契約者回線等の契約者	この約款の定めるところによります。

20　協定事業者との利用契約の締結

契約相手となる協定事業者	締結する利用契約
ＫＤＤＩ株式会社	第２種一般電話等契約

21　提供エリア

区分	都道府県名
東日本エリア	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県
西日本エリア	富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

料金表

通則

（料金の計算方法等）

1　当社は、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者がその NTT ドコモビジネスひかり電話契約に基づき支払う料金のうち、利用料金及び通信に関する料金は料金月に従って計算します。
ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。

2　当社は、NTT ドコモビジネスひかり電話契約（メニュー１に係るものに限ります。）において、次の場合が生じたときを除いて、利用料金等（第１表第２（通信料）に規定する定額通信料を含みます。）については、日割しません。

(1)　料金月の初日以外の日に NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの細目の変更により利用料金等の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の利用料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。

(2)　第 27 条（利用料金の支払義務）第２項第３号の表（２欄の規定を除きます。）の規定（これに準ずる規定を含みます。）に該当するとき。

(3)　５の規定に基づく起算日の変更があったとき。

2の2　当社は、NTT ドコモビジネスひかり電話契約（メニュー２及びメニュー３に係るものに限ります。）において、次の場合が生じたときは、利用料金のうち月額で定める料金（第１表第１（利用料金）に規定するブロードバンドユニバーサルサービス料を除きます。第１表第２（通信料）に規定する定額通信料を含みます。）をその利用日数に応じて日割りします。

(1)　料金月の初日以外の日に NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの提供の開始（付加機能についてはその提供の開始）があったとき。

(2)　料金月の初日以外の日に契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。

(3)　料金月の初日に NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの提供の開始（付加機能についてはその提供の開始）があり、その日にその契約の解除（付加機能についてはその廃止）があったとき。

(4)　料金月の初日以外の日にチャネル数の変更その他付加機能の利用の態様の変更及び NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの細目の変更により利用料金等の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の利用料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。

(5)　第 27 条（利用料金の支払義務）第２項第３号の表（２欄の規定を除きます。）の規定（これに準ずる規定を含みます。）に該当するとき。

(6)　５の規定に基づく起算日の変更があったとき。

3　２の規定による月額料金の日割は、料金月の日数により行います。この場合、第 27 条（利用料金の支払義務）第２項第３号の表の１欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる 24 時間をその開始時刻が属する日とみなします。

3の2　２の規定による定額利用料等の日割のうち、料金表第１表(料金(附帯サービスの料金を除きます。))第１（利用料金）２(料金額）の２－３(電話ユニバーサルサービス料）及び２－４(電話リレーサービス料）に規定する料金の算出に当たっては、その料金を合算して適用します。

4　通信料については、当社は、特別の事情がある場合は、あらかじめ NTT ドコモビジネスひかり電話契約者の承諾を得て、１の規定にかかわらず、２以上の料金月分をまとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金月については、それぞれ概算額により支払いを請求することがあります。この場合の精算は、最終料金月において行います。

5　当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、１に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

（端数処理）

6　当社は、料金その他の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

（料金等の支払い）

7　NTT ドコモビジネスひかり電話契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定するＩＰ通信網サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

8　NTT ドコモビジネスひかり電話契約者は、料金及び工事に関する費用について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

（料金の一括後払い）

9　当社は、当社に特別の事情がある場合は、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者の承諾を得て、２月以上の料金を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

（前受金）

10　当社は、当社が請求することとなる料金又は工事に関する費用について、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

（注）10 に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

（消費税相当額の加算）

11　第 27 条（利用料金の支払義務）の規定から第 29 条（工事費の支払義務）の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、国際通信に係る料金についてはこの限りでありません。

（注１）11 において、この料金表に定める額とされているものは、税抜価格（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）によるものとします。

（注２）この料金表において税込価格（税抜価格に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）と表示されていない額は、税抜価格とします。

（注３）この約款の規定により支払いを要することとなった料金又は工事に関する費用については、税込価格に基づき計算した額と異なる場合があります。

（料金等の臨時減免）

12　当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

（注）当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のＩＰ通信網サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第１表　料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第１　利用料金

１　適用

<table>
<tr><th>区別</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>(1)　サービスの品目等に係る料金の適用等</td><td>当社は、料金額を適用するに当たって、次のとおり品目、基本機能又は上限チャネル数の態様による区別及び通信又は保守の態様による細目を定めます。
（ア）コース２には次表に規定する品目があります。この場合において、同表右欄におけるメニュー及びプランについては、契約事業者のＩＰ通信網サービス契約約款に定めるものをいいます。
（a）東日本エリアに係るもの
<table>
<tr><th>品目</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>プラン１－１</td><td>共通編別記 17 の(3)のイに規定する特定協定事業者に係る光アクセス回線であって、次の品目のものを利用して提供するもの

メニュー５－１のプラン３－１の１Gb/s 品目</td></tr>
<tr><td>プラン１－２</td><td>共通編別記 17 の(3)のイに規定する特定協定事業者に係る光アクセス回線であって、次の品目のものを利用して提供するもの

メニュー５－１のプラン３－１の 200Mb/s 品目</td></tr>
<tr><td>プラン１－３</td><td>共通編別記 17 の(3)のイに規定する特定協定事業者に係る光アクセス回線であって、次の品目のものを利用して提供するもの

メニュー５－１のプラン３－１の 100Mb/s 品目</td></tr>
<tr><td>プラン１－４</td><td>共通編別記 17 の(3)のイに規定する特定協定事業者</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

	に係る光アクセス回線であって、次の品目のものを利用して提供するもの メニュー５－２の１Gb/s 品目のプラン１
プラン１－５	共通編別記 17 の(3)のイに規定する特定協定事業者に係る光アクセス回線であって、次の品目のものを利用して提供するもの メニュー５－２の１Gb/s 品目のプラン２
プラン１－６	共通編別記 17 の(3)のイに規定する特定協定事業者に係る光アクセス回線であって、次の品目のものを利用して提供するもの メニュー５－２の１Gb/s 品目のプランミニ
プラン１－７	共通編別記 17 の(3)のイに規定する特定協定事業者に係る光アクセス回線であって、次の品目のものを利用して提供するもの メニュー５－２の 200Mb/s 品目のプラン１
プラン１－８	共通編別記 17 の(3)のイに規定する特定協定事業者に係る光アクセス回線であって、次の品目のものを利用して提供するもの メニュー５－２の 100Mb/s 品目のプラン１
プラン１－９	共通編別記17の(3)のイに規定する特定協定事業者に係る光アクセス回線であって、次の品目のものを利用して提供するもの メニュー５－２の200Mb/s品目のプラン２
プラン１－10	共通編別記17の(3)のイに規定する特定協定事業者に係る光アクセス回線であって、次の品目のものを利用して提供するもの メニュー５－２の100Mb/s品目のプラン２
プラン１－11	共通編別記17の(3)のイに規定する特定協定事業者に係る光アクセス回線であって、次の品目のものを利用して提供するもの メニュー５－２の200Mb/s品目のプランミニ
プラン１－12	共通編別記17の(3)のイに規定する特定協定事業者に係る光アクセス回線であって、次の品目のものを利用して提供するもの メニュー５－２の100Mb/s品目のプランミニ

(b) 西日本エリアに係るもの

プラン２－１	共通編別記 17 の(3)のイに規定する特定協定事業者に係る光アクセス回線であって、次の品目のものを利用して提供するもの メニュー５－１の１Gb/s 品目のプラン３
プラン２－２	共通編別記 17 の(3)のイに規定する特定協定事業者に係る光アクセス回線であって、次の品目のものを利用して提供するもの メニュー５－１の 200Mb/s 品目
プラン２－３	共通編別記 17 の(3)のイに規定する特定協定事業者に係る光アクセス回線であって、次の品目のものを利用して提供するもの

	メニュー５－１の 100Mb/s 品目のプラン５－１
プラン２－４	共通編別記 17 の(3)のイに規定する特定協定事業者に係る光アクセス回線であって、次の品目のものを利用して提供するもの メニュー５－２の１Gb/s 品目のプラン１
プラン２－５	共通編別記 17 の(3)のイに規定する特定協定事業者に係る光アクセス回線であって、次の品目のものを利用して提供するもの メニュー５－２の１Gb/s 品目のプラン２
プラン２－６	共通編別記 17 の(3)のイに規定する特定協定事業者に係る光アクセス回線であって、次の品目のものを利用して提供するもの メニュー５－２の１Gb/s 品目のプランミニ
プラン２－７	共通編別記 17 の(3)のイに規定する特定協定事業者に係る光アクセス回線であって、次の品目のものを利用して提供するもの メニュー５－２の 200Mb/s 品目のプラン１
プラン２－８	共通編別記 17 の(3)のイに規定する特定協定事業者に係る光アクセス回線であって、次の品目のものを利用して提供するもの メニュー５－２の 100Mb/s 品目のプラン１
プラン２－９	共通編別記 17 の(3)のイに規定する特定協定事業者に係る光アクセス回線であって、次の品目のものを利用して提供するもの メニュー５－２の 200Mb/s 品目のプラン２
プラン２－10	共通編別記 17 の(3)のイに規定する特定協定事業者に係る光アクセス回線であって、次の品目のものを利用して提供するもの メニュー５－２の 100Mb/s 品目のプラン２
プラン２－11	共通編別記 17 の(3)のイに規定する特定協定事業者に係る光アクセス回線であって、次の品目のものを利用して提供するもの メニュー５－２の 200Mb/s 品目のプランミニ
プラン２－12	共通編別記 17 の(3)のイに規定する特定協定事業者に係る光アクセス回線であって、次の品目のものを利用して提供するもの メニュー５－２の 100Mb/s 品目のプランミニ

（イ）基本機能又は上限チャネル数の態様による区別

区別		内容
メニュー１	メニュー１－１	同時に２チャネルまでの通信が可能なものであって、メニュー１－２以外のもの
	メニュー１－２	同時に２チャネルまでの通信が可能なものであって、基本機能として、２（料金額）２－２（付加機能使用料）に規定する通話中着信機能、転送電話機能、発信者電話番号表示機能の基本機能、発信者電話番号通知リクエスト機能、迷惑電話お断り機能及

		び着信お知らせメール機能に相当する機能を有するもの
メニュー２		同時に８チャネルまでの通信が可能ものであって、メニュー３以外のもの
メニュー３		基本機能として、２（料金額）２－２（付加機能使用料）に規定する転送電話機能、発信者電話番号表示機能の基本機能、発信者電話番号通知リクエスト機能及び迷惑電話お断り機能の個別着信応答機能に相当する機能を有するもの

備考

１　メニュー１については、コース１に係るNTTドコモビジネスひかり電話契約に限り提供します。

２　NTTドコモビジネスひかり電話契約者は、基本機能として、メニュー１又はメニュー３にあっては１チャネル、メニュー２にあっては３チャネルによる通信を行うことができます。

３　メニュー３に係るチャネル数の上限については、次表左欄に定めるNTTドコモビジネスひかり電話利用回線等に係る電気通信サービスの名称及び品目ごとに同表右欄のとおりとします。

(1)東日本エリアに係るもの

電気通信サービス		チャネル数の上限
名称	品目	
契約事業者のＩＰ通信網サービス契約約款に規定するＩＰ通信網サービス（メニュー５－１のプラン３－１のⅡ－１型に係るものに限ります。）	100Mb/s	左記の電気通信サービスに係るNTTドコモビジネスひかり電話利用回線等ごとに32チャネルまで
	200Mb/s	
	1Gb/s	
契約事業者のＩＰ通信網サービス契約約款に規定するＩＰ通信網サービス（メニュー５－２のⅡ－１型に係るものに限ります。）	100Mb/s	左記の電気通信サービスに係るNTTドコモビジネスひかり電話利用回線等ごとに８チャネルまで
	200Mb/s	
	1Gb/s	

(2)西日本エリアに係るもの

電気通信サービスの名称及び品目等	チャネル数の上限
契約事業者のＩＰ通信網サービス契約約款に規定するＩＰ通信網サービス（メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s又は1Gb/sのプラン３に係るものに限ります。）	左記の電気通信サービスに係るNTTドコモビジネスひかり電話利用回線等ごとに32チャネルまで
契約事業者のＩＰ通信網サービス契約約款に規定するＩＰ通信網サービス（メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１、200Mb/s又は1Gb/sに係るものに限ります。）	左記の電気通信サービスに係るNTTドコモビジネスひかり電話利用回線等ごとに８チャネルまで

４　メニュー１－２又はメニュー３については、そのNTTドコモビジネスひかり電話契約について、通信の料金明細内訳を当社が別に定める方法により記録している場合に限り提供します。

５　メニュー１－２又はメニュー３が有する各機能の提供条件（料金に関するものを除きます。）については、各機能に相当する付加機能の提供条件に準じます。

６　メニュー１－２に係る転送電話機能及び着信お知らせメール機能に相当する機能は、１の契約者回線番号又は追加番号について、メニュー３に係る転送電話機能に相当する機能は、契約者回線番号及び全ての追加番号について利用することができます。

７　メニュー１－２に係る迷惑電話お断り機能に相当する機能

は、１の登録応答装置について、メニュー３に係る迷惑電話お断り機能に相当する機能は、全ての登録応答装置について利用することができます。

８　メニュー１－２に係るNTTドコモビジネスひかり電話契約者は、通話中着信機能に相当する機能について、利用の一時中断の請求をすることができます。

９　削除

10　メニュー１－２に係るNTTドコモビジネスひかり電話契約者は、第２（通信料）に定めるところにより、基本通信料の支払いを要します。

11　メニュー３に係るNTTドコモビジネスひかり電話契約者は、第２（通信料）に定めるところにより、定額通信料の支払いを要します。

12　メニュー１－２に係る契約において、電気通信番号計画（令和元年総務省告示第６号）別表第４の定めによる本人特定事項の確認ができない場合は、転送電話機能に相当する機能について提供できない場合があります。

（注）本欄４に規定する当社が別に定める方法は、次のとおりとします。

メニュー１－２については、連絡先電話番号を一部又は全桁記録するものとし、メニュー３については、連絡先電話番号を全桁記録するものとします。

（ウ）コース２には次表に規定する保守の態様による細目があります。

区別	内容
タイプ１	午前９時から午後５時までの時間帯以外の時刻に、そのNTTドコモビジネスひかり電話契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、午前９時から午後５時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとします。）においてその修理又は復旧を行うもの
タイプ２	タイプ１以外のもの
備考　NTTドコモビジネスひかり電話契約者は、そのNTTドコモビジネスひかり電話契約について、同一月において複数回の保守の態様による細目の変更（その細目の変更と同時に品目の変更を行う場合を除きます。）の請求を行うことはできません。	

(2)　複数の付加機能を同時に利用している場合の付加機能使用料の減額の適用

ア　１のNTTドコモビジネスひかり電話契約（メニュー１－１に係るものに限ります。）において、３以上（転送電話機能を複数の契約者回線番号又は追加番号において利用している場合は、転送電話機能を利用する契約者回線番号及び追加番号の数を転送電話機能を利用している数とします。）の付加機能（通話中着信機能、転送電話機能、発信者電話番号通知機能の基本機能、発信者電話番号通知リクエスト機能又はチャネル追加機能（ダブルチャネル）に限ります。）を同時に利用している場合は、２－２（付加機能使用料）の規定にかかわらず、その適用される付加機能使用料のうち、その料金額（月額）が大きい順（その料金額が同じ場合は、当社が指定した順とします。）の上位３順位までの付加機能使用料の合計額に代えて、月額800円（税込価格 880円）を適用します（以下この欄において本割引といいます。）。

イ　当社は、本割引をNTTドコモビジネスひかり電話契約者（契約者回線（別記21に定める東日本エリアに係るものに限ります。）に係る者に限ります。）に適用します。

<table>
<tr><td>(3) 電話ユニバーサルサービス料の適用</td><td>２－３に規定する電話ユニバーサルサービス料は、次表の左欄に規定するサービス又は付加機能の提供を受けている NTT ドコモビジネスひかり電話契約について、それぞれ同表の右欄に規定する電気通信番号１番号ごとに適用します。
<table><tr><th>区　　分</th><th>電気通信番号</th></tr><tr><td>NTT ドコモビジネスひかり電話サービス</td><td>契約者回線番号</td></tr><tr><td>番号追加機能（マイナンバー）</td><td>追加番号</td></tr><tr><td>着信課金機能</td><td>着信課金番号</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>(4) 電話リレーサービス料の適用</td><td>２－４に規定する電話リレーサービス料は、次表の左欄に規定するサービス又は付加機能の提供を受けている NTT ドコモビジネスひかり電話契約について、それぞれ同表の右欄に規定する電気通信番号１番号ごとに適用します。
<table><tr><th>区　　分</th><th>電気通信番号</th></tr><tr><td>NTT ドコモビジネスひかり電話サービス</td><td>契約者回線番号</td></tr><tr><td>番号追加機能(マイナンバー)</td><td>追加番号</td></tr><tr><td>着信課金機能</td><td>着信課金番号</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>(5) ブロードバンドユニバーサルサービス料の適用</td><td>２－５に規定するブロードバンドユニバーサルサービス料は、特定加入者回線（コース２に係るものに限ります。）１回線ごとに適用します。</td></tr>
<tr><td>(6) NTT ドコモビジネスひかり電話サービス（コース２に係るものに限ります。）の付加サービスに関する取扱い</td><td>ア　NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの付加サービスについては次のとおりとします。
(1) 当社は、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者（コース２（特定加入者回線が別記 21 に規定する東日本エリアに係るものに限ります。以下この項において同じとします。）のプラン１－１からプラン１－３に係る者に限ります。）に、インターネットプロトコルバージョン６（以下「ＩＰｖ６」といいます。）による通信（以下「ＩＰｖ６通信」といいます。）相当の通信ができる機能を基本機能として提供し、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者（コース２のプラン１－４からプラン１－12 に係る者に限ります。）に、ＩＰｖ６通信が利用できる状態で提供します。
(2) 当社は、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者（コース２（特定加入者回線が別記 21 に規定する西日本エリアに係るものに限ります。）のプラン２－１及びプラン２－４からプラン２－６に係る者に限ります。）に、ＩＰｖ６通信相手先拡張機能に相当する機能が利用できる状態で提供し、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者（プラン２－２、プラン２－３及びプラン２－７からプラン２－12 の者に限ります。）からＩＰｖ６通信相手先拡張機能の提供の請求があったものとみなして取り扱います。
ＩＰｖ６通信相手先拡張機能に相当する機能については、料金表第１表第１の２（料金額）の２－２（付加機能使用料）の規定に準じて取り扱います。
イ　アに規定する場合において、ＩＰｖ６通信及びＩＰｖ６によるＩＰ通信網のみを介して行う通信（以下「ＩＰｖ６による契約者回線間通信」といいます。）の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは提供できない場合があります。
ウ　当社は、ＩＰｖ６通信及びＩＰｖ６による契約者回線間通信等に関</td></tr>
</table>

	する取扱いについては、契約事業者の特定約款の定めに準じて取り扱います。 エ　当社は、共通編第 38 条（責任の制限）及び本別冊第 34 条（責任の制限）に規定するほか、この欄に規定する付加サービスを提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。

２　料金額

２－１　基本額

(1) コース１のもの

月額

区分		単位	料金額
メニュー１に係るもの	メニュー１－１に係るもの	NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線ごとに	500 円 （税込価格 550 円）
	メニュー１－２に係るもの	NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線ごとに	1,020 円 （税込価格 1,122 円） （メニュー１－１に係る料金額に相当する額を含みます。）
メニュー２に係るもの		NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線ごとに	1,300 円 （税込価格 1,430 円）
メニュー３に係るもの		NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線ごとに	700 円 （税込価格 770 円） （メニュー１－１に係る料金額に相当する額を含みます。）

(2) コース２のもの

月額

区分		単位	料金額
プラン１－１に係るもの	メニュー２に係るもの	１の特定加入者回線ごとに	6,500 円 （税込金額 7,150 円）
	メニュー３に係るもの	１の特定加入者回線ごとに	6,300 円 （税込金額 6,930 円）
プラン１－２に係るもの	メニュー２に係るもの	１の特定加入者回線ごとに	6,500 円 （税込金額 7,150 円）
	メニュー３に係るもの	１の特定加入者回線ごとに	6,300 円 （税込金額 6,930 円）
プラン１－３に係るもの	メニュー２に係るもの	１の特定加入者回線ごとに	6,500 円 （税込金額 7,150 円）
	メニュー３に係るもの	１の特定加入者回線ごとに	6,300 円 （税込金額 6,930 円）
プラン１－４に係るもの	メニュー２に係るもの	１の特定加入者回線ごとに	4,550 円 （税込金額 5,005 円）
	メニュー３に係るもの	１の特定加入者回線ごとに	4,350 円 （税込金額 4,785 円）
プラン１－５に係るもの	メニュー２に係るもの	１の特定加入者回線ごとに	4,150 円 （税込金額 4,565 円）
	メニュー３に係るもの	１の特定加入者回線ごとに	3,950 円 （税込金額 4,345 円）
プラン１－６に係るもの	メニュー２に係るもの	１の特定加入者回線ごとに	5,150 円 （税込金額 5,665 円）
	メニュー３に係るもの	１の特定加入者回線ごとに	4,950 円 （税込金額 5,445 円）
プラン１－７に係るもの	メニュー２に係るもの	１の特定加入者回線ごとに	4,550 円 （税込金額 5,005 円）
	メニュー３に係るもの	１の特定加入者回線ごとに	4,350 円 （税込金額 4,785 円）

プラン１－８に係るもの	メニュー２に係るもの	１の特定加入者回線ごとに	4,550 円 （税込金額 5,005 円）
	メニュー３に係るもの	１の特定加入者回線ごとに	4,350 円 （税込金額 4,785 円）
プラン１－９に係るもの	メニュー２に係るもの	１の特定加入者回線ごとに	4,150 円 （税込金額 4,565 円）
	メニュー３に係るもの	１の特定加入者回線ごとに	3,950 円 （税込金額 4,345 円）
プラン１－10 に係るもの	メニュー２に係るもの	１の特定加入者回線ごとに	4,150 円 （税込金額 4,565 円）
	メニュー３に係るもの	１の特定加入者回線ごとに	3,950 円 （税込金額 4,345 円）
プラン１－11 に係るもの	メニュー２に係るもの	１の特定加入者回線ごとに	5,150 円 （税込金額 5,665 円）
	メニュー３に係るもの	１の特定加入者回線ごとに	4,950 円 （税込金額 5,445 円）
プラン１－12 に係るもの	メニュー２に係るもの	１の特定加入者回線ごとに	5,150 円 （税込金額 5,665 円）
	メニュー３に係るもの	１の特定加入者回線ごとに	4,950 円 （税込金額 5,445 円）
プラン２－１に係るもの	メニュー２に係るもの	１の特定加入者回線ごとに	6,500 円 （税込金額 7,150 円）
	メニュー３に係るもの	１の特定加入者回線ごとに	6,300 円 （税込金額 6,930 円）
プラン２－２に係るもの	メニュー２に係るもの	１の特定加入者回線ごとに	6,500 円 （税込金額 7,150 円）
	メニュー３に係るもの	１の特定加入者回線ごとに	6,300 円 （税込金額 6,930 円）
プラン２－３に係るもの	メニュー２に係るもの	１の特定加入者回線ごとに	6,500 円 （税込金額 7,150 円）
	メニュー３に係るもの	１の特定加入者回線ごとに	6,300 円 （税込金額 6,930 円）
プラン２－４に係るもの	メニュー２に係るもの	１の特定加入者回線ごとに	4,550 円 （税込金額 5,005 円）
	メニュー３に係るもの	１の特定加入者回線ごとに	4,350 円 （税込金額 4,785 円）
プラン２－５に係るもの	メニュー２に係るもの	１の特定加入者回線ごとに	4,150 円 （税込金額 4,565 円）
	メニュー３に係るもの	１の特定加入者回線ごとに	3,950 円 （税込金額 4,345 円）
プラン２－６に係るもの	メニュー２に係るもの	１の特定加入者回線ごとに	5,150 円 （税込金額 5,665 円）
	メニュー３に係るもの	１の特定加入者回線ごとに	4,950 円 （税込金額 5,445 円）
プラン２－７に係るもの	メニュー２に係るもの	１の特定加入者回線ごとに	4,550 円 （税込金額 5,005 円）
	メニュー３に係るもの	１の特定加入者回線ごとに	4,350 円 （税込金額 4,785 円）
プラン２－８に係るもの	メニュー２に係るもの	１の特定加入者回線ごとに	4,550 円 （税込金額 5,005 円）
	メニュー３に係るもの	１の特定加入者回線ごとに	4,350 円 （税込金額 4,785 円）
プラン２－９に係るもの	メニュー２に係るもの	１の特定加入者回線ごとに	4,150 円 （税込金額 4,565 円）
	メニュー３に係るもの	１の特定加入者回線ごとに	3,950 円 （税込金額 4,345 円）
プラン２－10 に係るもの	メニュー２に係るもの	１の特定加入者回線ごとに	4,150 円 （税込金額 4,565 円）

	メニュー３に係るもの	１の特定加入者回線ごとに	3,950 円 （税込金額 4,345 円）
プラン２－11 に係るもの	メニュー２に係るもの	１の特定加入者回線ごとに	5,150 円 （税込金額 5,665 円）
	メニュー３に係るもの	１の特定加入者回線ごとに	4,950 円 （税込金額 5,445 円）
プラン２－12 に係るもの	メニュー２に係るもの	１の特定加入者回線ごとに	5,150 円 （税込金額 5,665 円）
	メニュー３に係るもの	１の特定加入者回線ごとに	4,950 円 （税込金額 5,445 円）

(3) コース２におけるタイプ２のものに係る加算料

月額

区分	単位	料金額
プラン１－１からプラン１－３及びプラン２－１からプラン２－３に係るもの	１の特定加入者回線ごとに	3,000 円 （税込価格 3,300 円）
プラン１－４からプラン１－12 及びプラン２－４からプラン２－12 に係るもの	１の特定加入者回線ごとに	2,000 円 （税込価格 2,200 円）

２－２　付加機能使用料

２－２－１　２－２－２以外のもの

区分			単位	料金額（月額）
番号追加機能（マイナンバー）	その NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等に着信通信があった場合に、その契約者回線番号又は追加番号（NTT ドコモビジネスひかり電話契約者からの請求により当社がその NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等に付与した契約者回線番号以外の番号をいいます。以下同じとします。）の情報を、その NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等に接続される端末設備に送出する機能		１追加番号ごとに	100 円 （税込価格 110 円）
	備考	１　NTT ドコモビジネスひかり電話契約者は、当社が付与した追加番号について、付加機能の利用の一時中断の請求をすることができます。 ２　１の NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線に付与することができる追加番号の数は、当社が別に定める数を上限とします。 ３　追加番号に関するその他の取り扱いについては、契約者回線番号の場合に準ずるものとします。 （注）２に定める当社が別に定める数は、メニュー１のものにあっては４、メニュー２のものにあっては 31、メニュー３のものにあっては 6,999 とします。		
通話中着信機能	通信中に他から着信があることを知らせ、その NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線（メニュー１に係るものに限ります。）に接続されている電話機のフックボタン等の操作により、現に通信中の通信を保留し、その着信に応答して通信を行った後再び保留中の通信を行うことができるようにする機能		１NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線ごとに	300 円 （税込価格 330 円）
	備考	この機能が提供されている NTT ドコモビジネスひかり電話契約について、通信中に高音質通話又は映像若しくは符号による通信に係る着信があった場合は、その着信に係る通信の利用が一部制限されることがあります。		
転送電話機能	その契約者回線番号又は追加番号に着信があった場合（通信中に他から着信があった場合を含みます。）その着信する通信又は着信する通信のうちあらかじめ登録した番号（当社が別に定めるものに限ります。）から着信する通信のみを、応答前に、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者が指定した番号（当社が別に定めるものに限ります。）に転送することができる機能		１契約者回線番号又は１追加番号ごとに	500 円 （税込価格 550 円）
	備考	１　当社は、利用の一時中断の契約者回線番号及び追加番号については、この機能を提供しません。 ２　この機能を利用する場合において、転送が２回以上にわたる等通常と異なる利用形態となるときは、通信品質を保証できないことがあります。 ３　この機能を利用する場合、転送元の契約者回線番号又は追加番号が転送先に通知されることがあるほか、この機能に係る転送先から、その転送される通信について間違いのため、その転送が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止することがあります。 ４　この機能に係る通信については、発信者からこの機能に係る NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等への通信とこの機能に係る NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等から転送先の番号への通信の２の通信として取り扱います。この場合の通信時間については、転送先に転送して通信ができる状態とした時刻に双方の通信ができる状態にしたものとして測定します。 ５　本機能を利用している場合、高音質通話又は映像若しくは符号による通信が一部制限されることがあります。 （注１）当社が別に定めるもの（あらかじめ登録した番号に関するもの）は、次のとおりとします。 NTT ドコモビジネスひかり電話サービスに係る NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等への着信が可能な電気通信番号であって最大 30 までの番号。		

<table>
<tr><td></td><td></td><td colspan="4">（注２）当社が別に定めるもの（指定した番号に関するもの）は、次のとおりとします。
NTT ドコモビジネスひかり電話サービス利用回線から発信が可能な電気通信番号であって、104 番などの３桁の番号、当社又は協定事業者の着信課金機能の番号及び国際電話の番号等以外の番号を使用しているもの。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">発信者電話番号表示機能</td><td rowspan="2">基本機能</td><td colspan="2" rowspan="2">この機能を利用する NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等へ通知される発信者電話番号等（契約事業者の電話サービス契約約款に規定する電話番号その他当社が別に定める番号等をいいます。）を受信することができる機能</td><td>ア　メニュー１に係るもの</td><td>１の NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線ごとに</td><td>400 円
（税込価格 440 円）</td></tr>
<tr><td>イ　メニュー２に係るもの</td><td>１の NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等ごとに</td><td>1,200円
（税込価格 1,320円）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">追加機能</td><td rowspan="2">発信者電話番号通知リクエスト機能</td><td rowspan="2">この機能を利用する NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等へ発信電話番号等が通知されない通信（通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通信又は発信電話番号非通知の扱いを受けている契約者回線等から行う通信（当社が別に定める方法により行う通信を除きます。）その他発信者がその発信電話番号等を通知しない通信に限ります。）に対して、その発信電話番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する機能</td><td>ア　メニュー１に係るもの</td><td>１の NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線ごとに</td><td>200 円
（税込価格 220 円）</td></tr>
<tr><td>イ　メニュー２に係るもの</td><td>１の NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等ごとに</td><td>600 円
（税込価格 660 円）</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="4">当社は、発信電話番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。
（注１）当社が別に定める番号等は、次のとおりとします。
(1) ディジタル方式の自動車・携帯電話の番号、地域系事業者の契約者回線番号（一部を除く）等
(2) 契約事業者の電話サービス契約約款に定める代表番号通知機能追加番号通知機能、特定番号通知機能等を利用する発信に係る契約者回線からその契約者回線の電話番号に替えて通知される番号
(3) 契約事業者の総合ディジタル通信サービス契約約款に定める特定番号通知機能等を利用する発信に係る契約者回線からその契約者回線の契約者回線番号に替えて通知される番号
(4) 「公衆電話」、「非通知」、「表示圏外」等の通知できない理由
（注２）当社が別に定める方法は、次のとおりとします。
通信の発信に先立ち「186」をダイヤルして行う通信</td></tr>
<tr><td>迷惑電話お断り機能</td><td colspan="3">迷惑電話を防止したい旨の申出があった NTT ドコモビジネスひかり電話契約者のために、登録応答装置（その NTT ドコモビジネスひかり電話契約の契約者が指定した契約者回線番号等（当社が別に定めるものに限ります。）を登録し、その登録された番号からの以後の着信に対してお断りする旨の案内を自動的に行うために、ＩＰ通信網サービス取扱所内に設置される装置をいいます。以下同じとします。）を利用して提供する機能</td><td>１の登録応答装置ごとに</td><td>200 円
（税込価格 220 円）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>備考</td><td colspan="4">1　この機能には、次の区分があります。
ア 個別着信応答（１の契約者回線番号又は１の追加番号ごとに、１の登録応答装置を利用するもの）
イ 共同着信応答（複数の契約者回線番号又は追加番号において、１の登録応答装置を利用するもの）
2　１に規定するイの区分は、メニュー１又はメニュー２のものに限り提供します。
3　NTT ドコモビジネスひかり電話契約者は、１の契約者回線番号又は１の追加番号ごとに、１の登録応答装置を利用していただきます。
4　１の登録可能番号装置に登録できる契約者回線番号又は追加番号（以下「登録可能番号数」といいます。）は、30 以内とします。
5　登録可能番号数を超えて登録しようとするときは、登録されている契約者回線番号等のうち最初に登録されたものから順に消去して登録を行います。
6　当社は、現に登録中の番号に係る NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等からの着信に対してお断りする旨を案内する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。
7　当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときは、現に登録中の番号を消去することがあります。
8　当社は、この機能を利用している NTT ドコモビジネスひかり電話契約について、ＩＰ通信網利用権の譲渡があったときは、その迷惑電話お断り機能を廃止します。
9　当社は、現に登録中の番号に係る契約者回線等からの着信に対してお断りする旨の案内を行うことに伴い発生する損害については、責任を負いません。
（注）当社が別に定めるものは、次のとおりとします。
一部の国際通信に係る番号等を除く番号</td></tr>
<tr><td rowspan="4">チャネル追加機能（ダブルチャネル）</td><td colspan="2" rowspan="3">１の NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線において同時に通信できるチャネルの数を追加することができる機能</td><td>下記以外のもの</td><td>追加する１のチャネルごとに</td><td>400 円
（税込価格 440 円）</td></tr>
<tr><td>メニュー１に係るもの</td><td>追加する１のチャネルごとに</td><td>200 円
（税込価格 220 円）</td></tr>
<tr><td>メニュー３に係るもの</td><td>追加する１のチャネルごとに</td><td>600 円
（税込価格 660 円）</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3">1　チャネル追加機能（ダブルチャネル）の提供を受けている NTT ドコモビジネスひかり電話契約者は、その NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等において、契約事業者のＩＰ通信網サービス契約約款に規定する帯域確保機能を利用した通信を行っているときは、チャネル追加機能（ダブルチャネル）を利用した通信を行うことができません。
2　利用の状況によっては、高音質通話又は映像若しくは符号による通信が一部制限されることがあります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">テレビ電話機能</td><td colspan="2">この機能を利用する NTT ドコモビジネスひかり電話サービスに係る NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等と、それに相当する契約者回線等又は当社が別に定める NTT ドコモビジネスひかり電話協定事業者の電気通信サービスとの間において、高音質通話並びに映像及び符号による通信を行うことができる機能</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3">1　発信者は、通信を行う場合において、その通信に係る通信種別等を指定するものとします。
2　NTT ドコモビジネスひかり電話契約者は、通信中に、発信者又は着信者の指定により、その通信に係る通信種別等を変更することができます。
3　この備考の１又は２の場合において、その通信種別等による通信を通信相手先が拒否しない場合に限りその通信を行うことができます。
4　この機能を利用する NTT ドコモビジネスひかり電話サービスにおいて、転送電話機能を利用している場合は、高音質通話又は映像若しくは符号による通信が一部制限されることがあります。
5　この機能を利用した通信については、通話と、通話に付随した映像及び符号による通信とを合わせて１の通信として取り扱います。
（注）当社が別に定める NTT ドコモビジネスひかり電話協定事業者の電気通信サービスは、次のとおりとします。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td></td><td colspan="3">(1) NTT 西日本株式会社の提供する映像通信機能を利用している音声利用ＩＰ通信網サービス（料金表第１表第２類第２（第２種サービスに係るもの）２（料金額）２－１（国内通信に係るもの）２－１－１（タイプ１に係るもの）(2)アの（ア）、（キ）及び（ク）に規定する通信に限ります。）
(2) NTT 西日本株式会社の提供する音声利用ＩＰ通信網サービス（第２種サービスのタイプ２（NTT 東日本株式会社の音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款料金表に規定する契約者回線番号又は追加番号への発信に係るものを除きます。）に限ります。）
(3) NTT 東日本株式会社の提供する映像通信機能を利用している音声利用ＩＰ通信網サービス
(4) NTT 東日本株式会社の提供する音声利用ＩＰ通信網サービス（第２種サービスのタイプ２又は第３種サービス（NTT 西日本株式会社の音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款料金表に規定する契約者回線番号又は追加番号への発信に係るものを除きます。）に限ります。）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">着信お知らせメール機能</td><td colspan="2">その契約者回線番号又は追加番号に着信があった場合、その着信する通信又は着信する通信のうちNTT ドコモビジネスひかり電話契約者があらかじめ登録した番号（当社が別に定めるものに限ります。）からのものについて、着信があった旨を記載した電子メールを契約者が指定するメールアドレスへ送信することができる機能</td><td>１の契約者回線番号又は１の追加番号ごとに</td><td>100 円
（税込価格 110 円）</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3">１　NTT ドコモビジネスひかり電話契約者は、この機能を利用する契約者回線番号又は追加番号ごとに、電子メールの送信先となるメールアドレスをあらかじめ指定していただきます。この場合において、電子メールの送信先となるメールアドレスの数は、１の契約者回線番号又は追加番号につき５以内とします。
２　当社は、当社が送信する電子メールについて、着信があった日時、発信電話番号等（契約事業者の電話サービス契約約款に規定する電話番号その他当社が別に定める番号等をいいます。）、着信があった契約者回線番号又は追加番号、着信に対する応答状況及び呼び出し時間等を記載します。
３　NTT ドコモビジネスひかり電話契約者に着信があった旨を記載した電子メールを送信する場合において、送信先から、その送信される電子メールについて、間違いのためその送信が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その送信を中止していただくことがあります。
４　当社は、第 34 条（責任の制限）に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。
（注１）当社が別に定めるものは、次のとおりとします。
NTT ドコモビジネスひかり電話サービスに係る NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等への着信が可能な電気通信番号であって最大 30 までの番号
（注２）当社が別に定める番号等は、次のとおりとします。
(1) ディジタル方式の自動車・携帯電話の番号、地域系事業者の契約者回線番号（一部を除く）等
(2) 契約事業者の電話サービス契約約款に定める代表番号通知機能追加番号通知機能、特定番号通知機能等を利用する発信に係る契約者回線からその契約者回線の電話番号に替えて通知される番号
(3) 契約事業者の総合ディジタル通信サービス契約約款に定める特定番号通知機能等を利用する発信に係る契約者回線からその契約者回線の契約者回線番号に替えて通知される番号
(4) 「公衆電話」、「非通知」、「表示圏外」等の通知できない理由</td></tr>
<tr><td>＃ダイヤル機能</td><td>その NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等へ着信する通信を、＃ダイヤル番号（NTT ドコモビジネスひかり電話契約者の請求により当社が付与した番号であって、＃ダイヤル機能を利用するための番号をいいます。以下同じとします。）により</td><td>ブロック内利用型（１の＃ダイヤル番号により行う通信について、その通信の発信を許容する地域を当社が別に定める地域のいずれか１の地域内に限定するもの。以下同じとします。）</td><td>１の地域につき１の＃ダイヤル番号ごとに</td><td>10,000 円
（税込価格 11,000 円）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="3"></td><td>行うことができるようにする機能</td><td>東日本利用型（１の＃ダイヤル番号により行う通信について、その通信の発信を許容する地域を限定しないもの）</td><td>１の＃ダイヤル番号ごとに</td><td>15,000 円
（税込価格 16,500 円）</td></tr>
<tr><td>西日本利用型（１の＃ダイヤル番号により行う通信について、その通信の発信を許容する地域を限定しないもの）</td><td>１の＃ダイヤル番号ごとに</td><td>15,000 円
（税込価格 16,500 円）</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3">１　＃ダイヤル番号は、記号を含め５桁の数字からなるものとします。
２　その契約者回線等へ＃ダイヤル番号により行う通信は、NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等又は契約事業者の音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款に定める契約者回線等（第２種サービス及び第３種サービスに係るものに限ります。）から行う通信に限ります。
３　NTT ドコモビジネスひかり電話契約者は、１の＃ダイヤル番号により行う通信について、その通信の発信を許容する区域（ブロック内利用型の＃ダイヤル機能の場合はその地域内の区域に限ります。）を当社が別に定めるところにより指定することができるものとし、その区域ごとに、１の＃ダイヤル番号により接続される NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等（当社が別に定めるものに限ります。）を指定していただきます。
４　当社は、その請求の承諾後、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者が当社が別に定める期間内に利用を開始しないときは、その承諾を取り消す場合があります。
５　＃ダイヤル番号に関するその他の取扱いについては、契約者回線番号の場合に準ずるものとします。
６　当社は、東日本利用型を NTT ドコモビジネスひかり電話契約者（NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等（別記 21 に定める東日本エリアに係るものに限ります。）に係る者に限ります。）に提供します。
７　当社は、西日本利用型を NTT ドコモビジネスひかり電話契約者（NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等（別記 21 に定める西日本エリアに係るものに限ります。）に係る者に限ります。）に提供します。
８　この＃ダイヤル番号により行う通信について、その通信の発信を許容する地域については、次表に定める区分に従うものとします。
<table>
<tr><th>区分</th><th>地域</th></tr>
<tr><td>東日本エリア</td><td>北海道、東北、信越、関東の４ブロック</td></tr>
<tr><td>西日本エリア</td><td>北陸、東海、関西、中国、四国、九州・沖縄の６ブロック</td></tr>
</table>
（注１）備考３の当社が別に定めるところは、NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社の単位料金区域ごととします。
（注２）備考３の当社が別に定めるものは、電気通信番号規則別表第１号に規定する電気通信番号に係るものとします。
（注３）備考４の当社が別に定める期間は、２か月間とします。</td></tr>
<tr><td>一括転送機能</td><td>基本機能</td><td>１の NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等に係る契約者回線番号又は追加番号に着信するすべての通信を、応答前に、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者（メニュー３に係る者に限ります。以下この欄において同じとします。）がそれぞれあらかじめ指定した番号（当社が別に定めるものに限ります。）に転送することができる機能</td><td>１の NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等ごとに</td><td>3,000 円
（税込価格 3,300 円）</td></tr>
</table>

	追加機能	故障・回復通知機能	ＩＰ通信網サービス取扱所内に設置される監視装置から、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者の指定する１の契約者回線番号又は追加番号（以下「監視対象番号」といいます。）に監視信号を送信し、その監視対象番号に係る自営端末設備が稼働していない状態にあると当社が判断した場合に、その旨を記載した電子メールを NTT ドコモビジネスひかり電話契約者が指定するメールアドレスへ送信する機能及び自営端末設備が稼働していないと判断される間、基本機能に係る転送を行うことができる機能	１の NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等ごとに	3,000 円 （税込価格 3,300 円）
	備考	1　当社は、利用の一時中断の契約者回線番号及び追加番号については、この機能を提供しません。 2　この機能を利用する場合において、転送が２回以上にわたる等通常と異なる利用形態となるときは、通信品質を保証できないことがあります。 3　この機能を利用する場合、転送元の契約者回線番号が転送先に通知されることがあるほか、この機能に係る転送先から、その転送される通信について間違いのため、その転送が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止することがあります。 4　この機能に係る通信については、発信者からこの機能に係る NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等への通信とこの機能に係る NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等から転送先の番号への通信の２の通信として取扱います。この場合の通信時間については転送先に転送して通信ができる状態とした時刻に双方の通信ができる状態にしたものとして測定します。 5　この機能に係る通信については、高音質通話又は映像若しくは符号による通信が一部制限されることがあります。 6　故障・回復通知機能を利用する場合において、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者は、あらかじめ監視対象番号及びその他必要な事項について当社所定の方法により申し出ていただきます。 7　NTT ドコモビジネスひかり電話契約者はこの備考の６の申込み内容について変更する場合は、あらかじめ当社に当社所定の方法により届け出ていただきます。 8　当社は、故障・回復通知機能の提供に当たっては、１の監視対象番号ごとに１のチャネルを使用します。 9　故障・回復通知機能において、次の場合には、自営端末設備の状態について、正しく判断できないことがあります。 (1) 監視対象番号において他の付加機能を利用しているとき。 (2) 監視対象番号に係る自営端末設備において、故障・回復通知機能に係る通信以外の通信が行われているとき。 (3) その他監視対象番号に係る自営端末設備の種類等により技術上やむを得ないとき。 10　NTT ドコモビジネスひかり電話契約者は、故障・回復通知機能を利用する NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等ごとに、電子メールの送付先となるメールアドレスを指定していただきます。この場合、電子メールの送付先となるメールアドレスの数は１の NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等につき当社が別に定める数以内とします。 11　当社は、当社が送信する電子メールについて、監視対象番号等を記載します 12 NTT ドコモビジネスひかり電話契約者に電子メールを送信する場合において、送信先から、その送信される電子メールについて、間違いのためその送信が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その送信を中止していただくことがあります。 13　当社は、第 34 条（責任の制限）に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。 （注１）当社が別に定めるものは次のとおりとします。 NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等（メニュー３に係るものに限ります。）から発信が可能な電気通信番号 （注２）当社が別に定める数は、20 とします。		

<table>
<tr><td rowspan="3">拠点間内線機能</td><td colspan="2" rowspan="2">事業所番号（同一の回線収容部グループ（NTT ドコモビジネスひかり電話契約者（メニュー３に係る者に限ります。）が指定する１以上の NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等（その NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等に係る NTT ドコモビジネスひかり電話契約者がその指定を行う者と同一の者となるものに限ります。）からなるグループをいいます。以下この欄において同じとします。）に属する NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等を識別するための番号をいいます。）を用いて発信された通信を、その事業所番号に係るルーチング先番号（この機能を利用する NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等に付与された契約者回線番号又は追加番号であって NTT ドコモビジネスひかり電話契約者が指定したものをいいます。）に着信させ、発信者が付加した番号をその NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等に接続される端末設備に送出する機能</td><td>基本額（１の NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等ごとに）</td><td>3,500 円
（税込価格 3,850 円）</td></tr>
<tr><td>加算額（１の NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等につき１を超える１事業所番号ごとに）</td><td>2,000 円
（税込価格 2,200 円）</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3">１　この機能を利用した通信は、拠点間内線機能を利用している NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等であって同一の回線収容部グループに属するものから発信された場合に限り行うことができます。
２　NTT ドコモビジネスひかり電話契約者が１の NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等において利用することができる事業所番号の数は、10 以内とします。
３　同一のグループ通話定額選択回線群に、特定加入者回線（別記 21 に規定する東日本エリアに係るものに限ります。）及び特定加入者回線（別記 21 に規定する西日本エリアに係るものに限ります。）を合わせて登録することはできません。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">特定番号通知機能</td><td colspan="2">この機能を利用する NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等（付加機能（着信課金機能に限ります。）又は当社の電話等サービス契約約款に定める付加機能（地域指定着信課金機能又は地域指定特定番号着信機能に限ります。）の利用に係るものに限ります。）から行う通信について、その接続契約者回線等の契約者回線番号又は追加番号に替えて、着信課金番号を着信先の契約者回線等へ通知する機能</td><td>１の契約者回線番号又は１の追加番号ごとに</td><td>100 円
（税込価格 110 円）</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3">当社は、付加機能（着信課金機能に限ります。）又は当社の電話等サービス契約約款に定める付加機能（地域指定着信課金機能又は地域指定特定番号着信機能に限ります。）の提供を受けている NTT ドコモビジネスひかり電話契約者に限り、この機能を提供します。</td></tr>
<tr><td>着信課金</td><td>基本機能</td><td>その契約者回線番号又は追加番号に係る着信先へ、あらかじめ NTT ドコモビジネスひかり電話契
約者が指定する地域の契約者回線等から着</td><td>基本額（１の着信課金番号ごとに）</td><td>1,000 円
（税込価格 1,100 円）</td></tr>
</table>

		信課金番号（NTT ドコモビジネスひかり電話契約者の請求により、当社が付与した番号であって、着信課金機能を利用するための番号をいいます。以下同じとします。）により行う通信（以下「着信課金通信」といいます。）に関する料金について、その支払いを要する者をその契約者回線番号に係る NTT ドコモビジネスひかり電話契約者とし、その契約者回線番号に係る NTT ドコモビジネスひかり電話契約者（話中時迂回機能、着信振分接続機能又は時間外案内機能を利用している契約者回線番号又は追加番号へ着信先が変更された通信に関する料金については、その通信の着信があった契約者回線番号又は追加番号に係る NTT ドコモビジネスひかり電話契約者とします。）に課金する機能		複数回線管理機能（１の着信課金番号による着信課金通信を、２以上の接続契約者回線等における契約者回線番号又は追加番号に着信させる機能）を利用する場合の加算額（１の着信課金番号ごとに）	1,000 円 （税込価格 1,100 円）
	追加機能	発信地域振分機能	１の着信課金番号による着信課金通信を、その通信が発信される地域ごとにあらかじめ指定された着信課金機能を利用している契約者回線番号又は追加番号に着信させる機能	加算額（１の着信課金番号につき１の契約者回線番号ごとに）	350 円 （税込価格 385 円）
		話中時迂回機能	この機能を利用する契約者回線番号又は追加番号(以下この表において「迂回元回線番号」といいます。)が着信課金通信により通信中の場合に、迂回元回線番号への着信課金通信を、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者があらかじめ指定した着信課金機能を利用している他の契約者回線番号又は追加番号に着信させる機能	加算額（１の着信課金番号につき１の迂回元回線番号ごとに）	800 円 （税込価格 880 円）

		着信振分接続機能	１の着信課金番号による着信課金通信について、振分グループ(NTT ドコモビジネスひかり電話契約者があらかじめ指定した複数の契約者回線番号又は追加番号(着信課金機能を利用しているものに限ります。)からなるグループをいいます。以下この表において同じとします。)を構成する着信先ごとに、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者があらかじめ指定した着信回数の割合に振り分け、契約者回線番号又は追加番号に着信させる機能	加算額（１の着信課金番号につき１の振分グループごとに)	700 円 （税込価格 770 円）
		時間外案内機能	NTT ドコモビジネスひかり電話契約者があらかじめ指定した利用時間帯以外の時間帯に、この機能を利用する契約者回線番号又は追加番号への着信課金通信の発信者に対して、利用時間帯以外である旨の案内をする機能及び受付先変更機能（NTT ドコモビジネスひかり電話契約者があらかじめ指定した利用時間帯以外の時間帯に、この機能を利用する契約者回線番号又は追加番号への着信課金通信を、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者があらかじめ指定した着信課金機能を利用している他の契約者回線番号又は追加番号に着信させる機能）を利用することができる機能	加算額（１の着信課金番号につき１の契約者回線番号又は追加番号ごとに）	650 円 （税込価格 715 円）

	備考	1 NTT ドコモビジネスひかり電話契約者（ひかり電話の転用及びひかり電話の事業者変更に係る者であって、申込みの際現に協定事業者からこの付加機能（着信課金機能に限ります。）と同等の機能の提供を受けている者に限ります。）に付加機能（着信課金機能に限ります。）の料金を適用します。 2 当社は、１の契約者回線番号又は１の追加番号ごとに１の着信課金番号を付与します。 ただし、その契約者回線番号又は追加番号において発信地域振分機能を利用している場合には、それらの機能を利用しているすべての契約者回線番号又は追加番号に１の着信課金番号を付与します。 3 着信課金番号を付与された NTT ドコモビジネスひかり電話契約者は、１の着信課金番号により同時に接続できる通信の数を指定していただきます。これを変更するときも同じとします。 4 この機能を利用している契約者回線番号又は追加番号へ着信課金番号により行う通信は、一般通信（おおむね 3kHz の帯域による通話に限ります。）、移動体通信（映像通信機能を利用した通信を除きます。）又は公衆通信に限ります。 5 当社は、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者から請求があったときは、移動体通信を着信できる取扱いを行います。これを変更するときも同様とします。 6 NTT ドコモビジネスひかり電話契約者は、着信課金機能により通信料をその契約者回線番号又は追加番号に係る NTT ドコモビジネスひかり電話契約者に課金することを許容する地域を、当社が別に定めるところに従って指定していただきます。 7 複数回線管理機能は、発信地域振分機能、話中時迂回機能、着信振分接続機能又は時間外案内機能を利用している場合に限り提供します。 8 複数回線管理機能、話中時迂回機能、着信振分接続機能又は時間外案内機能を利用する場合は、当社は基本機能に係る基本額を、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者（NTT ドコモビジネスひかり電話契約者が２人以上ある場合は、その NTT ドコモビジネスひかり電話契約者すべての同意に基づき指定される代表者とします。）があらかじめ指定する NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等に請求し、その支払いを要する者をその NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等に係る NTT ドコモビジネスひかり電話契約者とします。 9 複数回線管理機能を利用していない場合は、発信地域振分機能において着信課金通信の着信先として指定できるものは、同一の NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等における着信課金機能を利用している他の契約者回線番号又は追加番号に限ります。 10 複数回線管理機能、話中時迂回機能、着信振分接続機能及び受付先変更機能において着信課金通信の着信先として指定することができる着信先の数は、当社が別に定める数の範囲内とします。 11 １の契約者回線番号又は追加番号において話中時迂回機能と着信振分接続機能を同時に利用することはできません。 12 話中時迂回機能、着信振分接続機能及び受付先変更機能において着信課金通信の着信先として指定することができる契約者回線番号又は追加番号は、同一の着信課金番号を付与したものに限ります。この場合、その着信先をこの機能を利用する契約者回線番号又は追加番号に係る NTT ドコモビジネスひかり電話契約者と異なる者に係るものとする場合は、その着信先となる契約者回線番号に係る契約者からの同意がある場合に限り提供します。 13 複数回線管理機能を利用していない場合は、話中時迂回機能、着信振分接続機能及び受付先変更機能において着信課金通信の着信先として指定できるものは、同一の NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等における着信課金機能を利用している他の契約者回線番号又は追加番号に限ります。 14 時間外案内機能において指定することができる着信課金機能の利用時間帯は、当社が別に定める時間を単位とします。 15 着信課金番号に関するその他の取扱いについては、契約者回線番号の場合に準ずるものとします。 （注１）６に規定する当社が別に定めるところは、次のとおりとします。 (1) 携帯・自動車電話以外に係る電気通信設備からの通信を着信する場合 全域指定又は個別指定のいずれかを指定できるものとし、個別指定した場合は、市外局番を元に括られた地域（単位料金区域（契約事業者の電話サービス契約約款に規定する単位料金区域と同一の区域をいいます。以下同じとします。）と同じとなる場合は除きます。）及び単位料金区域単位ごとに指定することができます。 (2) 携帯・自動車電話に係る電気通信設備からの通信を着信する場合 全域指定のみ指定できるものとします。 （注２）10 に規定する当社が別に定める数は、複数回線管理機能の場合は 640、話中時迂

		回機能の場合は９、着信振分接続機能の場合は 50、受付先変更機能の場合は 10 とします。 （注３）14 に規定する当社が別に定める時間は１分とします。

２－２－２　特定加入者回線に係るもの

区　　分			単　位	料 金 額（月額）
ＩＰｖ６通信相手先拡張機能	NTT ドコモビジネスひかり電話契約者（特定加入者回線が西日本エリアに係る者に限ります。）の特定加入者回線について、契約事業者の特定約款に定める通信の相手先との間におけるＩＰｖ６による通信を可能とする機能		１の特定加入者回線ごとに	－
	備考	１　当社は、１の特定加入者回線ごとに１の通信相手先識別符号（通信相手先識別符号追加機能により追加されるものを除きます。）を付与します。 ２　１に規定するほか、本機能の提供条件については、契約事業者の特定約款の定めに準じて取り扱います。		
通信相手先識別符号追加機能	ＩＰｖ６通信相手先拡張機能を提供されている特定加入者回線について、通信相手先識別符号を１を超えて取得することを可能とする機能		追加する１の通信相手先識別符号ごとに	100 円 （税込価格 110 円）
	備考	１　追加することが可能な通信相手先識別符号の数は、当社が別に定める数を上限とします。 ２　その特定加入者回線についてＩＰｖ６通信相手先拡張機能の廃止があった場合は、この機能を廃止します。 （注）当社が別に定める数は、９とします。		

２－３　電話ユニバーサルサービス料

区　　分	単　位	料 金 額（月額）
電話ユニバーサルサービス料	１電気通信番号ごとに	基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額（基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額に消費税相当額を加算した額）
備考　番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、ホームページ（https://www.tca.or.jp/universalservice/）で公表します。		

２－４　電話リレーサービス料

区　　分	単　　位	料 金 額(月額)
電話リレーサービス料	１電気通信番号ごとに	電話リレーサービス支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価の月額と同額(電話リレーサービス支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価の月額と同額に消費税相当額を加算した額)
備考　電話リレーサービス支援機関が総務大臣に認可を受けた番号単価及びその適用期間は、当社のＷｅｂサイト（https://www.ntt.com/about-us/cs/univ.html）に掲載するものとします。		

２－５　ブロードバンドユニバーサルサービス料

区　　分	単　　位	料 金 額(月額)
ブロードバンドユニバーサルサービス料	１の電気通信回線ごとに	基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた回線単価と同額（基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額に消費税相当額を加算した額）
備考　電基礎的電気通信役務支援機関が総務大臣に認可を受けた回線単価及びその適用期間は、当社のＷｅｂサイト（https://www.ntt.com/about-us/cs/univ.html）に掲載するものとします。 　また、基礎的電気通信役務支援機関が総務大臣に認可を受けた回線単価が月額で定められていない場合のブロードバンドユニバーサルサービス料の取扱いについても当該Ｗｅｂサイトに定めるところによります。		

第２　通信料

１　適用

<table>
<tr><th>区分</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>(1)　国内通信の種類</td><td>国内通信には、次の種類があります。
<table>
<tr><th>種類</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>１　一般通信</td><td>２、３、４、５又は６以外のもの</td></tr>
<tr><td>２　移動体通信</td><td>携帯・自動車電話設備（ NTT ドコモビジネスひかり電話協定事業者が設置する電気通信設備であって、無線設備規則第３条第１号に規定する携帯無線通信に係るものをいいます。以下同じとします。）に係る他社相互接続通信を伴って行われる通信</td></tr>
<tr><td>３　削除</td><td>削除</td></tr>
<tr><td>４　削除</td><td>削除</td></tr>
<tr><td>５　ＩＰ電話通信</td><td>ＩＰ電話設備（ NTT ドコモビジネスひかり電話協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則別表第６号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。）に係る他社相互接続通信を伴って行われる通信</td></tr>
<tr><td>６　公衆通信</td><td>NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等と契約事業者の電話サービス契約約款第５条（電話サービスの種類）に規定する公衆電話の電話機等又は総合ディジタル通信サービス第４条（総合ディジタル通信サービスの種類等）に規定するディジタル公衆電話サービスの電話機等との間の通信</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>(2)　県内通信及び県間通信に係る通信料の適用</td><td>当社は、一般通信及び公衆通信の通信料を適用するため、接続契約者回線等との通信について、次のとおり区分します。
<table>
<tr><th>区分</th><th>適用する通信</th></tr>
<tr><td>１　県内通信</td><td>NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等の終端と同一の都道府県の区域内における接続契約者回線の終端、契約事業者が必要により設置する設備、端末系事業者の端末系伝送路設備の終端、契約事業者の電話サービス契約約款第５条（電話サービスの種類）に規定する公衆電話の電話機等又は契約事業者の総合ディジタル通信サービス第４条（総合ディジタル通信サービスの種類等）に規定するディジタル公衆電話サービスの電話機等との間の通信</td></tr>
<tr><td>２　県間通信</td><td>１以外のもの</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>(3)　通信時間の測定等</td><td>ア　通信時間は、NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等と契約者回線等を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者又は着信者による送受話器をかける等の通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器（相互接続通信の場合には協定事業者の機器を含みます。以下同じとします。）により測定します。
イ　次の時間は、アの通信時間には含みません。
（ア）　回線の故障等通信の発信者又は着信者の責任によらない理由により、通信の途中に一時通信ができなかった時間
（イ）　回線の故障等発信者又は着信者の責任によらない理由により通信を打ち切ったときは、２（料金額）に規定する分数又は秒数に満たない端数の通信</td></tr>
</table>

	時間 ウ　アの場合に、通信（一般通信に限ります。以下この欄において同じとします。）について、その経過時間内に通信種別等の変更があった場合は、次の区分ごとに測定した経過時間より通信料を算出するときの通信時間として取り扱います。 （ア）　NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等と契約者回線等を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、最初に通信種別等の変更があった時刻までの時間 （イ）　最後に通信種別等の変更があった時刻から起算し、発信者又は着信者による送受話器をかける等の通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻までの時間 （ウ）　(ア)及び(イ)以外の時間であって、通信種別等の変更があった時刻から起算し、その次の通信種別等の変更があった時刻までの時間 エ　通信については、双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にしたとき又は通信種別等の変更があったときのその指定された通信種別等（その通信に係る同時通信数が２以上の場合の伝送速度については、それらに係る伝送速度の合計とします。）に基づき、ウに規定する区分ごとにそれぞれ２－１（国内通信に係るもの）(1)に規定する料金種別の通信料を適用します。 ただし、ウに規定する区分について、適用される料金種別が同一となるものがある場合は、アに規定する１の経過時間ごとに、それぞれの区分に係る経過時間を合計したものを、その料金種別に係る通信料を算出するときの通信時間として取り扱います。 オ　エの場合において、実際に行われた通信に係る伝送速度が、発信者又は着信者が指定した伝送速度を下回る場合においても、当社は、発信者又は着信者が指定した伝送速度に基づき、通信料を適用します。
(4)　中継事業者に係る相互接続通信の料金の適用	ア　別記４に規定する中継事業者に係る相互接続通信の料金については、中継事業者に係る NTT ドコモビジネスひかり電話相互接続点を電話サービス契約約款に規定する加入電話の契約者回線の終端とみなして適用します。 イ　当社は、中継事業者に係る相互接続通信の料金の適用にあたっては別記 21 に定める提供エリアに従って料金を適用します。
(5)　当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通信料の取扱い	当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通信料は、次のとおりとします。 ア　過去１年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障があったと認められる日）の属する料金月の前 12 料金月の各料金月における１日平均の通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 イ　ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した１日平均の通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 （注）本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。 (1) 過去２か月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における１日平均の通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 (2) 過去２か月間の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における１日平均の通信料又は故障等の回復後の７日間における１日平均の通信料のうち低い方の値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額
(6)　国内通信に係る通信料の適用	ア　メニュー３に係る一般通信の通信料については、２（料金額）の２－１に規定する２のプランがあり、あらかじめいずれか１つ（着信課金機能を利用している場合は、着信課金通信に係るもの及びそれ以外のものについて、それぞれあらかじめいずれか１つとします。）を選択していただきます。この場合、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者からプランの変更の申出があったときは、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月から適用します。 イ　メニュー１又はメニュー２に係る一般通信の通信料については、２（料金額）の２－１に規定するプラン２の料金を適用します。 ウ　当社が別に定める通信については、アの規定にかかわらず、２（料金額）の２

<table>
<tr><td></td><td>－１に規定するプラン２の料金を適用します。

（注）当社が別に定める通信とは、次のとおりとします。
契約事業者が提供する有料情報サービスの利用に係る通信</td></tr>
<tr><td>(7) 選択制による通信料の月極割引の適用</td><td>ア　当社は、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者から申出があったときは、その NTT ドコモビジネスひかり電話契約に係る通信料について、通信料別表に定める選択制による通信料の月極割引を適用します。
ただし、その月極割引の適用が技術的に困難であるとき又は当社の業務の遂行上著しく困難であるときは、その月極め割引等を適用できないことがあります。この場合、当社は、その旨を NTT ドコモビジネスひかり電話契約者に通知します。
イ　現に月極割引の適用を受けている NTT ドコモビジネスひかり電話契約について、NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等の契約者回線番号の変更に係る届出又は NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等の移転に伴い契約者回線番号が変更となる場合等であって、当社の業務の遂行上やむを得ないときは、通信料別表の規定にかかわらず、その契約者回線番号の変更日を含む料金月における通信に関する料金について、その月極割引を適用できないことがあります。この場合、当社は、その旨を NTT ドコモビジネスひかり電話契約者に通知します。
ウ　NTT ドコモビジネスひかり電話契約者が、その NTT ドコモビジネスひかり電話契約に係る通信料について、同時に２以上の月極割引の適用を受けようとする場合の取扱いは、料金用別表に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。
エ　同一のグループ通話定額選択回線群に、特定加入者回線（別記 21 に規定する東日本エリアに係るものに限ります。）及び特定加入者回線（別記 21 に規定する西日本エリアに係るものに限ります。）を同時に登録することはできません。</td></tr>
<tr><td>(8) メニュー１－２に係る通信料の適用</td><td>ア　メニュー１－２に係る基本通信料は、次表のとおりとします。
月額
<table><tr><th>区分</th><th>単位</th><th>料金額</th></tr><tr><td>基本通信料</td><td>1NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線ごとに</td><td>480 円
（税込価格 528 円）</td></tr></table>イ　メニュー１－２に係る通信料のうちウに規定する控除対象通信については、２（料金額）の規定により算定した月間累計額から、アに規定する基本通信料を控除して得た額を適用します。
ただし、その月間累計額が基本通信料に満たない場合は、基本通信料から月間累計額を控除して得た額（以下「繰越額」といいます。）を、翌料金月の月間累計額から控除します。この場合において、繰越額の控除は、基本通信料の控除の前に行います。
ウ　控除対象通信は、次に該当しないものに限ります。
（ア）相互接続通信（当社が別に定めるものを除きます。）
（イ）当社が別に定める付加機能等（NTT ドコモビジネスひかり電話協定事業者が提供するものを含みます。）を利用して行う通信
（ウ）２（料金額）の２－１(1)の表中ウ欄からキ欄に定める通信
エ　メニュー１－２の利用の開始等があった場合におけるアからウの規定の適用については、次表に規定するとおりとします。
<table><tr><th>区分</th><th>適用</th></tr><tr><td>１　メニュー１－２の利用の開始又はメニュー１－２への細目の変更があったとき。</td><td>利用の開始日又は細目の変更日を含む料金月の翌料金月から適用します。</td></tr><tr><td>２　メニュー１－１への細目の変更があったとき。</td><td>細目の変更日を含む料金月の末日までの通信について適用します。</td></tr><tr><td>３　契約の解除があったとき。</td><td>契約解除日を含む料金月の末日までの通信について適用します。</td></tr></table>オ　以下の場合が生じたときは、その料金月において生じた繰越額は無効とし、その料金月の翌料金月における繰越額の控除は行いません。
（ア）エの２又は３の規定に該当する場合が生じたとき</td></tr>
</table>

	（イ）東日本エリア、西日本エリアを跨ぐNTTドコモビジネスひかり電話利用回線の移転があったとき。 カ　NTTドコモビジネスひかり電話利用回線の移転等があった場合であって当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、アからウの規定を適用できないことがあり、その料金月において生じた繰越額は無効とし、その料金月の翌料金月における繰越額の控除は行いません。この場合、当社は、その旨をNTTドコモビジネスひかり電話契約者に通知します。 キ　NTTドコモビジネスひかり電話契約者がアからウの規定により基本通信料が適用される料金月において、利用の一時中断若しくは利用停止があったときその他サービスを利用することができなかった期間が生じた場合又は料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなった場合でも、基本通信料の支払いを要します。 ただし、NTTドコモビジネスひかり電話契約者の責めによらない理由により、サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻以降の料金月に属するすべての日についてその状態が連続したときは、そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった料金月（１料金月の倍数である部分に限ります。）について、料金月ごとに料金月数を計算し、その料金月数に対応する基本通信料については、その支払いを要しません。当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 （注１）当社が別に定めるものは、次のとおりとします。 国内通信の一般通信（契約事業者が提供する災害時伝言ダイヤル通話に係る音声蓄積装置へ行う通信及び契約事業者の有料情報サービスの利用に係る通信を除きます。） （注２）当社が別に定める付加機能等は、次のとおりとします。 有料情報サービス、着信課金機能及び＃ダイヤル機能の利用に係る契約事業者のＩＰ通信網サービスの通信
(9) メニュー３に係る通信料の適用	ア　メニュー３に係るNTTドコモビジネスひかり電話契約者は、通信料として、１のチャネル（チャネル追加機能（ダブルチャネル）により追加されたチャネルを含みます。）ごとに定額通信料400円（税込価格 440円）の支払いを要します。 イ　当社は、メニュー３に係るNTTドコモビジネスひかり電話契約者からの申出があった場合は、グループ通話定額選択回線群（前項の適用を受けるNTTドコモビジネスひかり電話利用回線等又は通信料別表の月極割引を選択するNTTドコモビジネスひかり電話利用回線等であって、その契約者が同一となるものにより構成される回線群をいいます。以下同じとします。）内のNTTドコモビジネスひかり電話利用回線等から行われる、同一のグループ通話定額選択回線群内のNTTドコモビジネスひかり電話利用回線等への通信（２（料金額）の２－１の表中ア欄及びイ欄に定める通信であって、当社が別に定める付加機能を利用して行う通信以外の通信に限ります。）については、２（料金額）の規定にかかわらず、通信料を適用しません。 ウ　定額通信料については、利用料金に準じて日割りを行います。 （注）本欄に規定する当社が別に定める付加機能は、着信課金機能とします。
(10) 付加機能等を利用した通信料の適用	ア　NTTドコモビジネスひかり電話利用回線等から契約事業者の電話サービス又は総合ディジタル通信サービスに係る契約者回線（契約事業者の電話サービス契約約款又は総合ディジタル通信サービス契約約款に定める付加機能であって当社が別に定めるものを利用しているものに限ります。）への通信に係る通信料の適用については、それぞれ契約事業者の電話サービス契約約款又は総合ディジタル通信サービス契約約款に定めるところによります。 イ　映像通信機能を利用した通信の料金については、２－１(1)ク欄及びケ欄に規定する通信料を適用します。 ウ　イの場合において、通信時間の測定等については、(3)エに規定する通信に準じます。 （注）本欄に規定する当社が別に定めるものは、着信課金機能とします。
(11) 国際通信に係る着信先の地域の取扱い	国際通信に係る着信先の地域については、接続契約者回線等から発信した国番号に係る地域を着信先の地域として取扱います。

(12) 本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局等との間の通信の取扱い	本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局、特定衛星携帯端末又は国際ネットワーク設備との間で行われる通信については、その着信先となる移動地球局、特定衛星携帯端末又は国際ネットワーク設備の所在地にかかわらず、国際通信として取り扱います。
(13) 国内通信に関する料金の減免	次の通信については、第 28 条（通信料の支払義務）の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。 ア　電気通信番号規則別表第 12 号に規定する緊急通報に関する電気通信番号をダイヤルして行う通信 イ　電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のために契約事業者が設置する電気通信設備等であって、当社が指定したものへの通信
(14) 削除	削除

２　料金額

２－１　国内通信に係るもの

(1)　(2)、(3)、(4)、(5)及び(6)以外のもの

料金種別			単位	料金額
ア　その通信に係る通信種別がおおむね 3kHz の帯域の音声その他の音響のみであって、１のチャネルにおける同時通信数が１のもの	プラン１に係るもの	県内通信	３分までごとに	６円 （税込価格 6.6 円）
		県間通信	３分までごとに	10 円 （税込価格　11 円）
	プラン２に係るもの		３分までごとに	８円 （税込価格 8.8 円）
イ　その通信に係る通信種別が高音質通話に係る音声その他の音響のみであって、１のチャネルにおける同時通信数が１のもの	プラン１に係るもの	県内通信	３分までごとに	６円 （税込価格 6.6 円）
		県間通信	３分までごとに	10 円 （税込価格　11 円）
	プラン２に係るもの		３分までごとに	８円 （税込価格 8.8 円）
ウ　その通信に係る通信種別が符号のみによるものであって、伝送速度が 64kbit/s までのもの			30 秒までごとに	１円 （税込価格 1.1 円）
エ　その通信に係る通信種別が符号のみによるものであって、伝送速度が 64kbit/s を超えて 512kbit/s までのもの			30 秒までごとに	1.5 円 （税込価格 1.65 円）
オ　その通信に係る通信種別が符号のみによるものであって、伝送速度が 512kbit/s を超えて 1Mbit/s までのもの			30 秒までごとに	２円 （税込価格 2.2 円）
カ　その通信に係る通信種別が符号のみによるものであって、伝送速度が 1Mbit/s を超えて 2.6Mbit/s までのもの			３分までごとに	15 円 （税込価格 16.5 円）
キ　その通信に係る通信種別が符号のみによるものであって、伝送速度が 2.6Mbit/s を超えるもの			３分までごとに	100 円 （税込価格 110 円）
ク　ア～キ以外のものであって、伝送速度が 2.6Mbit/s までのもの			３分までごとに	15 円 （税込価格 16.5 円）
ケ　ア～キ以外のものであって、伝送速度が 2.6Mbit/s を超えるもの			３分までごとに	100 円 （税込価格 110 円）

備考

１　符号のみによる通信は、当社が別に定めるものとします。

２　イからケに規定する通信については、テレビ電話を利用している NTT ドコモビジネスひかり電話サービスに係る NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等又は当社が別に定める NTT ドコモビジネスひかり電話協定事業者の電気通信サービスとの間に限り行うことができます。

（注１）当社が別に定めるものは、次のとおりとします。

ＲＦＣ基準に準拠したメディアタイプが次のものとします。

・application

・image

（注２）当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスは、次のとおりとします。

(1) NTT 西日本株式会社の提供する音声利用ＩＰ通信網サービス（第２種サービスのタイプ２に係る接続契約者回線等、映像通信機能を利用している第２種サービスに係る接続契約者回線等（イ、ク及びケに規定する通信に限ります。））であって、NTT 東日本株式会社の音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款料金表に規定する契約者回線番号又は追加番号への発信以外のもの

(2) NTT 東日本株式会社の提供する音声利用ＩＰ通信網サービス（第２種サービスのタイプ２に係る接続契約者回線等、映像通信機能を利用している第２種サービスに係る接続契約者回線等（イ、ク及びケに規定する通信に限ります。）であって、NTT 西日本株式会社の音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款料金表に規定する契約者回線番号又は追加番号への発

	信以外のもの

(2) 移動体通信に係るもの

料金種別	単位	料金額
移動体通信	１分までごとに	16 円 （税込価格　17.6 円）

(3) ＩＰ電話通信に係るもの

料金種別	単位	料金額
ＩＰ電話通信	３分までごとに	10.5 円 （税込価格　11.55 円）

(4) 削除

(5) 削除

(6) 着信課金機能に係る通信料

ア　イ、ウ又はエ以外のもの

料金種別				単位	料金額
県内通信及び県間通信	その通信に係る通信種別がおおむね３kHz の帯域の音声その他の音響のみであって、１のチャネルにおける同時通信数が１のもの	プラン１に係るもの	県内通信	３分までごとに	６円 （税込価格 6.6 円）
			県間通信	３分までごとに	10 円 （税込価格 11 円）
		プラン２に係るもの		３分までごとに	８円 （税込価格 8.8 円）

イ　移動体通信に係るもの

料金種別	単位	料金額
移動体通信	１分までごとに	16 円 （税込価格 17.6 円）

ウ　削除

エ　公衆通信（着信課金通信に係るものに限ります。）に係るもの

料金種別	単位	料金額
県内通信	１分までごとに	20 円 （税込価格 22 円）
県間通信	１分までごとに	30 円 （税込価格 33 円）
備考　県内通信と県間通信の別については、契約事業者の特定約款の定めるところに準じるものとします。		

２－２　国際通信に係るもの

２－２－１　国際通信の取扱い地域

地域区分	地　　域
アジア	アフガニスタン・イスラム共和国　アラブ首長国連邦　イエメン共 和国　イスラエル国　イラク共和国　イラン・イスラム共和国　イ ンド　インドネシア共和国　オマーン国　カタール国　カンボジア 王国　キプロス共和国　クウェート国　サウジアラビア王国　シリ ア・アラブ共和国　シンガポール共和国　スリランカ民主社会主義 共和国　タイ王国　大韓民国　台湾　中華人民共和国（香港及びマ カオを除きます。）　朝鮮民主主義人民共和国　ネパール連邦民主共 和国　バーレーン王国　パキスタン・イスラム共和国　バングラデシュ人民共和国　東ティモール民主共和国　フィリピン　共和国　ブータン王国　ブルネイ・ダルサラーム国　ベトナム社会　主義共和国　香港　マカオ　マレーシア　ミャンマー連邦共和国モ ルディブ共和国　モンゴル国　ヨルダン・ハシェミット王国　ラオ ス人民民主共和国　レバノン共和国
アメリカ	アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）　アルゼンチン共和国　アルバ　アンギラ　アンティグア・バーブーダ　ウルグアイ東方共和国　英領バージン諸島　エクアドル共和国　エルサルバドル共和国　オランダ領アンティール　ガイアナ共和国　カナダ　キューバ共和国　グアテマラ共和国　グアドループ島　グレナダ　ケイマン諸島　コスタリカ共和国　コロンビア共和国　サンピエール島・ミクロン島　ジャマイカ　スリナム共和国　セントクリストファー・ネイビス　セントビンセント及びグレナディーン諸島　セントルシア　タークス・カイコス諸島　チリ共和国　ドミニカ共和国　ドミニカ国　トリニダード・トバゴ共和国　ニカラグア共和国　ハイチ共和国　パナマ共和国　バハマ国　バミューダ諸島　パラグアイ共和国　バルバドス　プエルトリコ　フォークランド諸島　ブラジル連邦共和国　フランス領ギアナ　米領バージン諸島　ベネズエラ・ボリバル共和国　ベリーズ　ペルー共和国　ボリビア多民族国　ホンジュラス共和国　マルチニーク島　メキシコ合衆国　モンセラット
大洋州	オーストラリア連邦　キリバス共和国　グアム　クック諸島　クリスマス島　ココス・キーリング諸島　サイパン　サモア独立国　ソロモン諸島　ツバルトケラウ諸島　トンガ王国　ナウル共和国　ニウエ　ニューカレドニア　ニュージーランド　ノーフォーク島　バヌアツ共和国　パプアニューギニア独立国　パラオ共和国　ハワイ　フィジー共和国　フランス領ポリネシア　米領サモア　マーシャル諸島共和国　ミクロネシア連邦
ヨーロッパ	アイスランド共和国　アイルランド　アゼルバイジャン共和国　アゾレス諸島　アルバニア共和国　アルメニア共和国　アンドラ公国　イタリア共和国　ウクライナ　ウズベキスタン共和国　エストニア共和国　オーストリア共和国　オランダ王国　カザフスタン共和国　カナリア諸島　北マケドニア共和国　ギリシャ共和国　キルギス共和国　グリーンランド　グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国　クロアチア共和国　コソボ共和国　サンマリノ共和国　ジブラルタル　ジョージア　スイス連邦　スウェーデン王国　スペイン　スペイン領北アフリカ　スロバキア共和国　スロベニア共和国　セルビア共和国　タジキスタン共和国　チェコ共和国　デンマーク王国　ドイツ連邦共和国　トルクメニスタン　トルコ共和国　ノルウェー王国　バチカン市国　ハンガリー　フィンランド共和国　フェロー諸島　フランス共和国　ブルガリア共和国　ベラルーシ共和国　ベルギー王国　ポーランド共和国　ボスニア・ヘルツェゴビナ　ポルトガル共和国　マディラ諸島　マルタ共和国　モナコ公国　モルドバ共和国　モンテネグロ　ラトビア共和国　リトアニア共和国　リヒテンシュタイン公国　ルーマニア　ルクセンブルク大公国　ロシア連邦

アフリカ	アセンション島　アルジェリア民主人民共和国　アンゴラ共和国　ウガンダ共和国　エジプト・アラブ共和国　エスワティニ王国　エチオピア連邦民主共和国　エリトリア国　ガーナ共和国　カーボヴェルデ共和国　ガボン共和国　カメルーン共和国　ガンビア共和国　ギニア共和国　ギニアビサウ共和国　ケニア共和国　コートジボワール共和国　コモロ連合　コンゴ共和国　コンゴ民主共和国　サントメ・プリンシペ民主共和国　ザンビア共和国　シエラレオネ共和国　ジブチ共和国　リビア　ジンバブエ共和国　スーダン共和国　赤道ギニア共和国　セネガル共和国　セントヘレナ島　ソマリア連邦共和国　タンザニア連合共和国　チャド共和国　中央アフリカ共和国　チュニジア共和国　トーゴ共和国　ナイジェリア連邦共和国　ナミビア共和国　ニジェール共和国　ブルキナファソ　ブルンジ共和国　ベナン共和国　ボツワナ共和国　マイヨット島　マダガスカル共和国　マラウイ共和国　マリ共和国　南アフリカ共和国　南スーダン共和国　モーリシャス共和国　モーリタニア・イスラム共和国　モザンビーク共和国　モロッコ王国　リベリア共和国　ルワンダ共和国　レソト王国　レユニオン
インマルサット移動地球局	インマルサットーフリート　インマルサットーＢＧＡＮ／ＦＢＢ　インマルサットーＢＧＡＮーＨＳＤ／ＦＢＢーＨＳＤ　インマルサットーエアロ　インマルサットーＦーＨＳＤ
特定衛星携帯端末	イリジウム　スラーヤ
国際ネットワーク設備	トランザテル
備考　インマルサットシステムに係る移動地球局には、その設備等によりフリート、ＢＧＡＮ／ＦＢＢ、ＢＧＡＮーＨＳＤ／ＦＢＢーＨＳＤ、エアロ、Ｆ－ＨＳＤの区別があります。	

２－２－２　国際通信に関する料金額

（単位：円）

着信先の地域＼料金額	１分までごとに次に規定する額
アイスランド共和国	70
アイルランド	20
アゼルバイジャン共和国	70
アセンション島	250
アゾレス諸島	35
アフガニスタン・イスラム共和国	160
アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）	9
アラブ首長国連邦	50
アルジェリア民主人民共和国	127
アルゼンチン共和国	50
アルバ	80
アルバニア共和国	120
アルメニア共和国	202
アンギラ	80
アンゴラ共和国	45

アンティグア・バーブーダ	80
アンドラ公国	41
イエメン共和国	140
イスラエル国	30
イタリア共和国	20
イラク共和国	225
イラン・イスラム共和国	80
インド	80
インドネシア共和国	45
ウガンダ共和国	50
ウクライナ	50
ウズベキスタン共和国	100
ウルグアイ東方共和国	60
英領バージン諸島	55
エクアドル共和国	60
エジプト・アラブ共和国	75
エストニア共和国	80
エスワティニ王国	45
エチオピア連邦民主共和国	150
エリトリア国	125
エルサルバドル共和国	60
オーストラリア連邦	20
オーストリア共和国	30
オマーン国	80
オランダ王国	20
オランダ領アンティール	70
ガーナ共和国	70
カーボヴェルデ共和国	75
ガイアナ共和国	80
カザフスタン共和国	70
カタール国	112
カナダ	10
カナリア諸島	30
ガボン共和国	70
カメルーン共和国	80
ガンビア共和国	115

カンボジア王国	90
北マケドニア共和国	80
ギニア共和国	70
ギニアビサウ共和国	250
キプロス共和国	45
キューバ共和国	112
ギリシャ共和国	35
キリバス共和国	155
キルギス共和国	140
グアテマラ共和国	50
グアドループ島	75
グアム	20
クウェート国	80
クック諸島	155
グリーンランド	91
クリスマス島	20
グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国	20
グレナダ	80
クロアチア共和国	101
ケイマン諸島	70
ケニア共和国	75
コートジボワール共和国	80
ココス・キーリング諸島	20
コスタリカ共和国	35
コソボ共和国	120
コモロ連合	80
コロンビア共和国	45
コンゴ共和国	150
コンゴ民主共和国	75
サイパン	30
サウジアラビア王国	80
サモア独立国	80
サントメ・プリンシペ民主共和国	200
ザンビア共和国	70
サンピエール島・ミクロン島	50
サンマリノ共和国	60

シエラレオネ共和国	175
ジブチ共和国	125
ジブラルタル	90
ジャマイカ	75
ジョージア	101
シリア・アラブ共和国	110
シンガポール共和国	30
ジンバブエ共和国	70
スイス連邦	40
スウェーデン王国	20
スーダン共和国	125
スペイン	30
スペイン領北アフリカ	30
スリナム共和国	80
スリランカ民主社会主義共和国	75
スロバキア共和国	45
スロベニア共和国	100
赤道ギニア共和国	120
セネガル共和国	125
セルビア共和国	120
セントクリストファー・ネイビス	79
セントビンセント及びグレナディーン諸島	80
セントヘレナ島	250
セントルシア	80
ソマリア民主共和国	125
ソロモン諸島	159
タークス・カイコス諸島	80
タイ王国	45
大韓民国	30
台湾	30
タジキスタン共和国	60
タンザニア連合共和国	80
チェコ共和国	45
チャド共和国	250
中央アフリカ共和国	127
中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。）	30

チュニジア共和国	70
朝鮮民主主義人民共和国	129
チリ共和国	35
ツバル	120
デンマーク王国	30
ドイツ連邦共和国	20
トーゴ共和国	110
トケラウ諸島	159
ドミニカ共和国	35
ドミニカ国	112
トリニダード・トバゴ共和国	55
トルクメニスタン	110
トルコ共和国	45
トンガ王国	105
ナイジェリア連邦共和国	80
ナウル共和国	110
ナミビア共和国	80
ニウエ	159
ニカラグア共和国	55
ニジェール共和国	70
ニューカレドニア	100
ニュージーランド	25
ネパール連邦民主共和国	106
ノーフォーク島	79
ノルウェー王国	20
バーレーン王国	80
ハイチ共和国	75
パキスタン・イスラム共和国	70
バチカン市国	20
パナマ共和国	55
バヌアツ共和国	159
バハマ国	35
パプアニューギニア独立国	50
バミューダ諸島	50
パラオ共和国	100
パラグアイ共和国	60

バルバドス	75
ハワイ	9
ハンガリー共和国	35
バングラデシュ人民共和国	70
東ティモール民主共和国	126
フィジー共和国	50
フィリピン共和国	35
フィンランド共和国	30
ブータン王国	70
プエルトリコ	40
フェロー諸島	75
フォークランド諸島	190
ブラジル連邦共和国	30
フランス共和国	20
フランス領ギアナ	50
フランス領ポリネシア	50
ブルガリア共和国	80
ブルキナファソ	80
ブルネイ・ダルサラーム国	62
ブルンジ共和国	70
米領サモア	50
米領バージン諸島	20
ベトナム社会主義共和国	85
ベナン共和国	80
ベネズエラ・ボリバル共和国	50
ベラルーシ共和国	80
ベリーズ	55
ペルー共和国	55
ベルギー王国	20
ポーランド共和国	40
ボスニア・ヘルツェゴビナ	60
ボツワナ共和国	75
ボリビア多民族国	55
ポルトガル共和国	35
香港	30
ホンジュラス共和国	65

マーシャル諸島共和国	110
マイヨット島	150
マカオ	55
マダガスカル共和国	160
マディラ諸島	35
マラウイ共和国	127
マリ共和国	55
マルタ共和国	70
マルチニーク島	55
マレーシア	30
ミクロネシア連邦	79
南アフリカ共和国	75
南スーダン共和国	125
ミャンマー連邦共和国	90
メキシコ合衆国	35
モーリシャス共和国	70
モーリタニア・イスラム共和国	80
モザンビーク共和国	127
モナコ公国	25
モルディブ共和国	105
モルドバ共和国	101
モロッコ王国	70
モンゴル国	60
モンセラット	112
モンテネグロ	120
ヨルダン・ハシェミット王国	110
ラオス人民民主共和国	105
ラトビア共和国	90
リトアニア共和国	60
リビア	70
リヒテンシュタイン公国	30
リベリア共和国	75
ルーマニア	60
ルクセンブルク大公国	35
ルワンダ共和国	125
レソト王国	70

レバノン共和国	112
レユニオン	70
ロシア	45
インマルサットーフリート	209
インマルサットーＢＧＡＮ／ＦＢＢ	209
インマルサットーＢＧＡＮーＨＳＤ／ＦＢＢーＨＳＤ	700
インマルサットーエアロ	700
インマルサットーＦーＨＳＤ	700
イリジウム	250
スラーヤ	175
トランザテル	120

第３　手続きに関する料金

１　適用

<table>
<tr><th>区分</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>手続きに関する料金等の適用</td><td>手続きに関する料金は、次のとおりとします。
<table>
<tr><th colspan="2">種別</th><th>内容</th></tr>
<tr><td rowspan="4">契約料</td><td>新規契約に係るもの</td><td>NTT ドコモビジネスひかり電話契約（コース２に係るものに限ります。）の契約申込みを行い、当社がその契約申込みを承諾した場合に支払いを要する料金</td></tr>
<tr><td>転用に係るもの</td><td>NTT ドコモビジネスひかり電話契約（コース２
に係るものに限ります。）の契約（転用に係るものに限ります。）申込みを行い、当社がその契約申込みを承諾した場合に支払いを要する料金</td></tr>
<tr><td>事業者変更に係るもの</td><td>NTT ドコモビジネスひかり電話契約（コース２
に係るものに限ります。）の契約（事業者変更（入）に係るものに限ります。）申込みを行い、当社がその契約申込みを承諾した場合（１の者からの請求により同時に２以上の事業者変更（入）を行う場合は、それらの事業者変更（入）を１の事業者変更（入）とみなします。）に支払いを要する料金</td></tr>
<tr><td>光回線再利用に係るもの</td><td>NTT ドコモビジネスひかり電話契約（コース２
に係るものに限ります。）の契約（光回線再利用(入)に係るものに限ります。）申込みを行い、当社がその契約申込みを承諾した場合に支払いを要する料金</td></tr>
<tr><td colspan="2">譲渡承認手数料</td><td>ＩＰ通信網利用権の譲渡の請求をし、その承認を受けたときに要する料金</td></tr>
<tr><td colspan="2">残債処理手数料</td><td>第６条（契約申込みの方法）第３項に規定する債務引受の請求を当社が承諾した場合に支払を要する料金</td></tr>
<tr><td colspan="2">光回線再利用手続費</td><td>光回線再利用の請求を当社が承諾した場合に支払いを要する費用</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

２　契約料の料金額

料金種別	単位	料金額
(1) 新規契約に係るもの	１の契約ごとに	800円 （税込価格 880 円）
(2) 転用に係るもの	１の契約ごとに	3,000 円 （税込価格　3,300 円）
(3) 事業者変更に係るもの	１の契約ごとに	3,000 円 （税込価格　3,300 円）
(4) 光回線再利用に係るもの	１の契約ごとに	800円 （税込価格 880 円）

３　譲渡承認手数料の料金額

料金種別	単位	料金額

譲渡承認手数料	１の契約ごとに	800 円 （税込価格 880 円）

４　残債処理手数料の料金額

料金種別	単位	料金額
残債処理手数料	１の NTT ドコモビジネスひかり電話契約ごとに	第６条（契約申込の方法）第３項に規定する債務引受の請求（当社が承諾した場合に限ります。）に基づき当社が契約事業者に支払うこととなった額と同額

５　光回線再利用手続費の額

区分	単位	手続費の額
光回線再利用手続費	１の契約ごとに	7,200 円 （税込価格　7,920 円）

第４　削除

第２表　工事費（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））

１　適用

<table>
<tr><th>区分</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>(1)　工事費の算定</td><td>工事費は、NTT ドコモビジネスひかり電話契約の種類に応じ次表に定める工事の内容に係る工事費を合計して算出します。
<table>
<tr><th>種類</th><th>工事の内容</th></tr>
<tr><td>コース１</td><td>２－１に定める基本工事費及び施工した工事に係る交換機等工事費</td></tr>
<tr><td>コース２</td><td>２－１に定める基本工事費及び施工した工事に係る交換機等工事費に加えて、２－２に定める特定加入者回線に係る基本工事費と施工した工事に係る交換機等工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、訪問時刻指定工事費、配線経路構築工事費及び配線保護工事費、転用又は事業者変更取消に伴う復元工事費</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>(2)　基本工事費の適用</td><td>ア　基本工事費について、回線終端装置工事、配線工事（配線経路構築工事及び配線保護工事を除きます。）、機器工事及び工事の着手等に関する工事費（工事の結果の報告に係るものに限ります。）に関する工事費の額の合計額が 29,000 円（税込価格 31,900 円）までの場合は基本額のみを適用し、29,000 円（税込価格 31,900 円）を超える場合は、29,000 円（税込価格 31,900 円）までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
イ　１の者からの申込み又は請求により同時に２以上の工事を施工する場合は、それらの工事を１の工事とみなして、基本工事費を適用します。</td></tr>
<tr><td>(3)　交換機等工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、配線経路構築工事費、配線保護工事費の適用</td><td>１　交換機等工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、配線経路構築工事費及び配線保護工事費は次の場合に適用します。
２　当社は、配線線路構築工事費及び配線保護工事費に係る工事について、NTT ドコモビジネスひかり電話サービス（コース２に限ります。）に限り提供します。
３　当社は、配線保護工事費に係る工事について、NTT ドコモビジネスひかり電話サービスに限り提供します。
<table>
<tr><th>区分</th><th>交換機等工事費等の適用</th></tr>
<tr><td>(ア)交換機等工事費</td><td>ＩＰ通信網サービス取扱所の交換設備等において工事を要する場合に適用します。</td></tr>
<tr><td>(イ)回線終端装置工事費</td><td>回線終端装置の工事を要する場合に適用します。</td></tr>
<tr><td>(ウ)屋内配線工事費</td><td>次の配線の工事を要する場合に適用します。
ア　契約者回線の一端からジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されない場合は宅内機器とします。以下この欄において同じとします。）までの間の配線
イ　１のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの間の配線</td></tr>
<tr><td>(エ)機器工事費</td><td>当社が提供する宅内機器の工事を要する場合に適用します。</td></tr>
<tr><td>(オ)配線経路構築工事費</td><td>特定加入者回線の設置若しくは移転又は品目若しくは細目の変更に伴い、特定加入者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、配線経路構築の工事を要する場合に適用します。</td></tr>
<tr><td>(カ)配線保護工事費</td><td>特定加入者回線の設置若しくは移転又は品目若しくは細目の変更に伴い、特定加入者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、配線保護の工事を要する場合に適用します。</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>(4)　移転の場合の工事費の適用</td><td>移転の場合の工事費は、移転先の取付けに関する工事について適用します。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>(5) 請求による契約者回線番号の変更に関する工事費の適用</td><td>NTT ドコモビジネスひかり電話契約者からの請求により契約者回線番号を変更した場合の工事費の額は、２（工事費の額）の規定にかかわらず、１の工事ごとに別に算定する実費とします。</td></tr>
<tr><td>(6) 変更前の電気通信番号と同一の契約者回線番号となる場合の工事費の適用</td><td>ア　現に利用している別冊（シェアードＩＰ－ＰＢＸサービス）に定めるシェアードＩＰ－ＰＢＸサービスに係る契約の解除、契約者回線の利用休止、契約者回線の移転、番号情報送出機能の利用の廃止若しくはポート識別情報送出機能の利用の廃止と同時に同一の番号が契約者回線番号となる場合又は番号ポータビリティ（当社との間で番号ポータビリティを可能とする電気通信事業者に係る場合であって、当社への番号ポータビリティに係る場合に限ります。）によって、その変更前の電気通信番号と同一の番号が契約者回線番号となる場合の交換機等工事費の額については、２（工事費の額）の額に別に算定する実費を加算して適用します。

イ　ア に定める番号ポータビリティに係る工事を行う場合は、この工事にあたり必要な事項を番号ポータビリティに係る当該協定事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。</td></tr>
<tr><td>(7) 割増工事費の適用</td><td>ア　当社は、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者（コース２に係る者であって、NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等に限ります。）からその特定加入者回線の設置若しくは移転、品目若しくは細目の変更に関する工事（その特定加入者回線又はその端末設備の工事に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が 3,000 円(税込価格 3,300 円)であるものを除きます。）又は工事の着手等に関する工事（配線経路の調査に係るものに限ります。）を土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）の規定により休日とされた日並びに１月２日、１月３日及び 12 月 29 日から 12 月 31 日までの日をいいます。）に行ってほしい旨の申出があった場合（配線経路構築工事費に係る工事の場合は、回線終端装置に関する工事の施工日に限ります。）であって、その申出を当社が承諾した場合、その工事に関する工事費の合計額に、１の工事ごとに別に算定する実費を加算して適用します。

イ　次表に規定する時間帯での施工を指定する申込み又は請求があった場合の工事費は、２（工事費の額）の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。
(ア)（イ)、(ウ)及び(エ)以外のもの
<table>
<tr><th>工事を施工する時間帯</th><th>割増工事費の額</th></tr>
<tr><td>午後５時から午後 10 時まで（１月１日から１月３日まで及び 12 月 29 日から 12 月 31 日までの日にあっては、午前８時 30 分から午後 10 時までとします。）</td><td>その工事に関する工事費の合計額（工事の着手等に関する工事費（工事の結果の報告に係るものに限ります。）を含みます。）から 1,000 円(税込価格 1,100 円)を差し引いて 1.3 を乗じた額に 1,000 円(税込価格 1,100 円)を加算した額</td></tr>
<tr><td>午後 10 時から翌日の午前８時 30 分まで</td><td>その工事に関する工事費の合計額（工事の着手等に関する工事費（工事の結果の報告に係るものに限ります。）を含みます。）から 1,000 円(税込価格 1,100 円)を差し引いて 1.6 を乗じた額に 1,000 円(税込価格 1,100 円)を加算した額</td></tr>
</table>
（イ）配線経路構築工事に係るもの
<table>
<tr><th>工事を施工する時間帯</th><th>割増工事費の額</th></tr>
<tr><td>午後５時から午後 10 時まで（１月１日から１月３日まで及び 12 月 29 日から 12 月 31 日までの日にあっては、午前８時 30 分から午後 10 時までとします。）</td><td>配線経路構築工事費に 1.3 を乗じた額</td></tr>
<tr><td>午後 10 時から翌日の午前８時 30 分まで</td><td>配線経路構築工事費に 1.6 を乗じた額</td></tr>
</table>
（ウ）配線保護工事に係るもの</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><th>工事を施工する時間帯</th><th>割増工事費の額</th></tr>
<tr><td>午後５時から午後 10 時まで（１月１日から１月３日まで及び 12 月 29 日から 12 月 31 日までの日にあっては、午前８時 30 分から午後 10 時までとします。）</td><td>配線保護工事費に 1.3 を乗じた額</td></tr>
<tr><td>午後 10 時から翌日の午前８時 30 分まで</td><td>配線保護工事費に 1.6 を乗じた額</td></tr>
</table>

(エ) 配線経路の調査に係るもの
<table>
<tr><th>工事を施工する時間帯</th><th>割増工事費の額</th></tr>
<tr><td>午後５時から午後 10 時まで（１月１日から１月３日まで及び 12 月 29 日から 12 月 31 日までの日にあっては、午前８時 30 分から午後 10 時までとします。）</td><td>工事の着手等に関する工事費（配線経路の調査に係るものに限ります。）に 1.3 を乗じた額</td></tr>
<tr><td>午後 10 時から翌日の午前８時 30 分まで</td><td>工事の着手等に関する工事費（配線経路の調査に係るものに限ります。）に 1.6 を乗じた額</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>(8) 訪問時刻指定工事費の適用</td><td>当社は、NTT ドコモビジネスひかり電話サービスのコース２について、次のとおり、訪問時刻指定工事に係る訪問時刻指定工事費を適用します。
ア　訪問時刻指定工事とは、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者から、訪問時刻指定工事費を支払うことを条件としてその NTT ドコモビジネスひかり電話契約者が指定する指定時刻から工事等を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその指定時刻から工事等を行うことをいいます。
イ　訪問時刻指定工事の対象となる工事等は、次に掲げるものとします。
(ア) 特定加入者回線の工事費の支払いを要する工事（交換機等工事のみを行った場合を除きます。）
(イ)当社が（ア）の工事を施工する前に特定加入者回線の設置場所において行う調査（ただし、当該調査は、当社が必要と認める場合に限り行います。）
ウ　NTT ドコモビジネスひかり電話契約者が指定することができる指定時刻は、正時とします。
エ　NTT ドコモビジネスひかり電話契約者は、訪問時刻指定工事を希望する場合は、あらかじめ当社が指定する期日までに申出を行っていただきます。
オ　当社は、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者から訪問時刻指定工事の申出があった場合は、当社の NTT ドコモビジネスひかり電話サービスに係る業務の遂行上支障がないときに限り、訪問時刻指定工事を行います。
カ　NTT ドコモビジネスひかり電話契約者は、次の場合に、訪問時刻指定工事の対象となる工事等に要する工事費に加えて、訪問時刻指定工事費の支払いを要します。
(ア)当社が指定時刻に訪問時刻指定工事を行う場所に到着したとき。
(イ)NTT ドコモビジネスひかり電話契約者の責めに帰すべき理由により、当社が指定時刻に訪問時刻指定工事を行う場所に到着できなかったとき。
キ　カの規定にかかわらず、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者は、当社の責めに帰すべき理由により、訪問時刻指定工事の対象となる工事等が完了しなかった場合は、訪問時刻指定工事費の支払いを要しません。
ク　１の者からの請求により同時に２以上の工事を施工する場合は、それらの工事を１の工事とみなして、訪問時刻指定工事費を適用します。
ケ　当社は、当社が指定時刻に訪問時刻指定工事を行う場所に到着しなかったことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>(8)の２ 工事の着手等に関する工事費の適用</td><td>当社は、NTT ドコモビジネスひかり電話サービスのコース２の特定加入者回線の設置若しくは移転又は品目若しくは細目の変更に係る工事の着手等に関する工事を行うときには、次に規定する額を適用します。

<table>
<tr><th>区分</th><th>工事費の適用</th><th>単位</th><th>工事費の額</th></tr>
<tr><td rowspan="2">ア 配線経路の調査に係るもの</td><td rowspan="2">特定加入者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、配線経路の調査を行う場合に適用します。</td><td>基本額（１の工事ごとに）</td><td>別に算定する実費</td></tr>
<tr><td>配線経路における通線の確認に関する加算額（１の工事ごとに）</td><td>別に算定する実費</td></tr>
<tr><td rowspan="2">イ 工事の結果の報告に係るもの</td><td rowspan="2">当社からその NTT ドコモビジネスひかり電話契約者が指定する者へ工事の結果の報告を行う場合に適用します。</td><td>基本額（１の特定加入者回線の終端の場所等（１の特定加入者回線の終端の場所等における特定加入者回線の数は３までとします。）ごとに）</td><td>別に算定する実費</td></tr>
<tr><td>加算額（１の特定加入者回線の終端の場所等における特定加入者回線の数が３を超える１特定加入者回線ごとに）</td><td>別に算定する実費</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

(9) 工事費の適用の除外	次の工事については、２（工事費の額）の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。 ア　テレビ電話に係る工事 イ　NTT ドコモビジネスひかり電話サービスのメニュー１－２からメニュー１－１への細目の変更の工事 ウ　イの工事と同時に施工する工事のうち、メニュー１－２の基本機能に相当する付加機能の利用の開始に関する工事（転送電話機能、迷惑電話お断り機能又は着信お知らせメール機能については、細目の変更前においてそれらの付加機能に相当する機能を利用していた契約者回線番号、追加番号又は登録応答装置に係るものに限ります。） エ　NTT ドコモビジネスひかり電話サービスに係る付加機能（着信課金機能、特定番号通知機能並びにメニュー２及びメニュー３に係る番号追加機能（マイナンバー）を除きます。）の利用の開始に係る工事のうち、NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの利用の開始若しくは細目の変更（イの場合を除きます。）又は NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等の移転若しくは変更の工事と同時に施工する工事 オ　間違い電話による電話番号の変更の工事（ＩＰ通信網利用権を譲り受ける等その理由がその契約者に起因する間違い電話によるものを除きます。） カ　NTT ドコモビジネスひかり電話サービスのメニュー１－２に係る通話中着信機能に相当する機能の利用の一時中断又は再利用に係る工事 キ　NTT ドコモビジネスひかり電話サービス（コース２に係るものに限ります。以下この号において同じとします。）において、当社が別に定める機能の利用の開始に関する工事のうち、その NTT ドコモビジネスひかり電話契約者の特定加入者回線に関する工事と同時に施工する工事 （注）　当社が別に定める機能は、以下の通りとします。 ・NTT ドコモビジネスひかり電話サービス（別記 21 に規定する東日本エリアに係るものに限ります。）においては、ＩＰｖ６通信機能 ・NTT ドコモビジネスひかり電話サービス（別記 21 に規定する西日本エリアに係るものに限ります。）においては、ＩＰｖ６通信相手先拡張機能
(10) 工事費の減額適用	当社は、２（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。
(11) 転用取消に伴う復元工事費の適用	当社が NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの転用に係る工事を取消し、NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの転用以前の契約状態へ復元する工事を実施した場合において、当社が必要と認めるときは、その工事に要した費用を NTT ドコモビジネスひかり電話契約の申込みをした者に負担していただきます。この場合、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします（コース２に限ります。）。
(12) 事業者変更取消に伴う復元工事費の適用	ア　当社が NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの事業者変更に係る工事を取消し、NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの事業者変更以前の契約状態へ復元する工事を実施した場合において、当社が必要と認めるときは、その工事に要した費用を NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの事業者変更の申込みをした者に負担していただきます。この場合、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします（コース２に限ります。）。
	イ　当社は、本欄に規定する工事を行うときは、その NTT ドコモビジネスひかり電話契約者の氏名又は名称、住所又は居所、加入者回線の設置場所及び加入者回線に係る品目又は細目を事業者変更元の電気通信事業者又は共通編別記２の(1)に規定する特定協定事業者へ通知します。
	ウ　当社は、本欄に規定する工事を行うときは、事業者変更後キャンセル承諾番号を発行します。この場合において、事業者変更後キャンセル承諾番号の有効期限は払出を含めて 15 日とします。

２　工事費の額

２－１　２－２以外のもの

(1) チャネル数の増加、契約者回線番号非通知の扱いの変更、NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの利用の開始若しくは細目の変更、NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等の移転若しくは変更、付加機能の利用の開始若しくは変更又はその他契約内容の変更に関する工事

区分				単位	工事費の額
(1) 基本工事費		(ア)(イ)以外の場合		１の工事ごとに 基本額 加算額	 別に算定する実費 別に算定する実費
		(イ) 交換機等工事のみの場合		１の工事ごとに	別に算定する実費
(2) 交換機等工事費	ア　イからウ以外の工事の場合			１の NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等ごとに	別に算定する実費
	イ　契約者回線番号の非通知の扱いの変更の工事の場合（アの工事と同時に施工する場合を除きます。）			１の契約者回線番号又は１追加番号ごとに	別に算定する実費
	ウ　付加機能に関する工事の場合	(ア) 番号追加機能（マイナンバー）の利用開始又は内容の変更に関する工事のとき		１の追加番号ごとに	別に算定する実費
		(イ) 通話中着信機能の利用開始又は内容の変更に関する工事のとき		１の NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線ごとに	別に算定する実費
		(ウ) 転送電話機能の利用開始又は内容の変更に関する工事のとき		１の契約者回線番号又は１の追加番号ごとに	別に算定する実費
		(エ) 発信者電話番号表示機能に関する工事のとき	A　基本機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき	１の NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等ごとに	別に算定する実費
			B　発信者電話番号通知リクエスト機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき	１の NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等ごとに	別に算定する実費
		(オ) 迷惑電話お断り機能の利用開始、区分の変更又は登録応答装置の追加に関する工事のとき		１の登録応答装置ごとに	別に算定する実費
		(カ) チャネル追加機能（ダブルチャネル）の利用開始又は内容の変更に関する工事のとき		１の回線収容部又は１の NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等ごとに	別に算定する実費
		(キ) 着信お知らせメール機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき		１の契約者回線番号又は１の追加番号ごとに	別に算定する実費
		(ク) 削除		削除	削除
		(ケ) ＃ダイヤル機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき		１の＃ダイヤル番号ごとに	別に算定する実費
		(コ) 削除		削除	削除
		(サ) 一括転送機能の利用の開始又は内容の変更に関する工事のとき	基本機能の利用の開始又は内容の変更の工事のとき	１の NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等ごとに	別に算定する実費
			追加機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき	１の NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等ごとに	別に算定する実費
		(シ) 拠点間内線機能の利用の開始又は変更に関する工事のとき		１の事業所番号ごとに	別に算定する実費

		（ス）特定番号通知機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき		１の契約者回線番号ごとに	別に算定する実費
		（セ）着信課金機能に関する工事のとき	基本機能の利用開始若しくは内容の変更又は利用の一時中断の工事のとき	１の着信課金番号ごとに	別に算定する実費
			追加機能の利用開始若しくは内容の変更又は利用の一時中断の工事のとき	１の着信課金番号につき１の追加番号ごとに	別に算定する実費

(2) 利用の一時中断に関する工事

区分				単位	工事費の額
(1) 利用の一時中断の工事	ア 基本工事費			1の工事ごとに	別に算定する実費
	イ 交換機等工事費	(ア)(イ)から(ケ)以外の場合		1のNTTドコモビジネスひかり電話利用回線等ごとに	別に算定する実費
		(イ) 番号追加機能（マイナンバー）の利用の一時中断の工事	A B以外のとき	1の契約者回線番号又は1の追加番号ごとに	別に算定する実費
			B 追加番号のみの利用の一時中断のとき	利用の一時中断をする1の追加番号ごとに	別に算定する実費
		(ウ) 迷惑電話お断り機能の利用の一時中断の工事のとき		1の登録応答装置ごとに	別に算定する実費
		(エ) 着信お知らせメール機能の利用の一時中断の工事のとき		1の契約者回線番号又は1の追加番号ごとに	別に算定する実費
		(オ) 削除		削除	削除
		(カ) ＃ダイヤル機能の利用の一時中断に関する工事のとき		1の＃ダイヤル番号ごとに	別に算定する実費
		(キ) 削除		削除	削除
		(ク) 拠点間内線機能の利用の一時中断の工事のとき		1の事業所番号ごとに	別に算定する実費
		(ケ) 特定番号通知機能の利用の一時中断の工事のとき		1の契約者回線番号ごとに	別に算定する実費
(2) 再利用の工事					(1)の工事費の額と同じ

２－２ 特定加入者回線に係るもの

(1) 特定加入者回線の設置若しくは移転、品目若しくは細目の変更、端末設備の設置若しくは移転若しくは無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置（基本装置に限ります。）の設置若しくは廃止又はＩＰｖ６通信相手先拡張機能の利用の開始、通信相手先識別番号機能の利用の開始若しくは通信相手先識別符号の追加若しくは回線相互接続に関する工事その他契約内容の変更に関する工事

区分		単位	工事費の額
ア 基本工事費	(ア)(イ) 以外の場合	1の工事ごとに 基本額 加算額	 別に算定する実費 別に算定する実費
	(イ)交換機等工事のみの場合	1の工事ごとに	別に算定する実費
イ 交換機等工事費	(ア)(イ) 以外の場合	1の特定加入者回線ごとに	別に算定する実費
	(イ) 通信相手先識別符号追加機能又はＩＰｖ６通信相手先拡張機能に関する工事	1の特定加入者回線ごとに	別に算定する実費
ウ 回線終端装置工事費			別に算定する実費
エ 屋内配線工事費			別に算定する実費
オ 機器工事費			別に算定する実費
カ 配線経路構築工事費	(ア)(イ)以外	1の工事ごとに	別に算定する実費
	(イ) ＩＰ通信網契約者の申込み又は請求により、ウの工事と別日に施工する場合	1の工事ごとに	別に算定する実費
キ 配線保護工事費			別に算定する実費
ク 訪問時刻指定工事費	9:00～16:00	1の工事ごとに	別に算定する実費
	17:00～21:00	1の工事ごとに	別に算定する実費
	22:00～8:00	1の工事ごとに	別に算定する実費
備考 キ欄の配線保護工事は別記21に定める西日本エリアに係るものに限ります。			

(2) 利用の一時中断に関する工事

区分		単位	工事費の額
ア 利用の一時中断の工事	(ア)基本工事費	１の工事ごとに	別に算定する実費
	(イ)交換機等工事費	１の特定加入者回線ごとに	別に算定する実費
イ　再利用の工事			(1)の工事費の額と同じ

(3)ひかり電話の転用取消に伴う復元工事費（コース２に限ります。）

料金種別	単位	料金額
復元工事費	１の工事ごとに	別に算定する実費

(4)事業者変更取消に伴う復元工事費（コース２に限ります。）

料金種別	単位	料金額
復元工事費	１の工事ごとに	別に算定する実費

第３表　附帯サービスに関する料金

第１　削除

第２　証明手数料

１契約ごとに　　300 円（税込価格　330 円）

第３　支払証明書の発行手数料

支払証明書１枚ごとに　　400 円（税込価格　440 円）

（注）支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代（消費税相当額を含みます。）及び郵送料（実費）が必要な場合があります。

第４　端末設備の提供等に係る料金

１　適用

<table>
<tr><th>区分</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>(1)　端末設備利用料の適用</td><td>ア　当社は、NTT ドコモビジネスひかり電話サービスについて、２（機器利用料）
に規定する機器利用料を適用します。
イ　当社は、機器利用料を料金表通則の規定に準じて取り扱います。この場合において、料金表通則中「NTT ドコモビジネスひかり電話契約」とあるのは「端末設備の提供」と、「利用料金」とあるのは「機器利用料」と、読み替えるものとします。</td></tr>
<tr><td>(2)　当社が定める期限までに端末設備の返却が無い場合の料金の適用</td><td>NTT ドコモビジネスひかり電話契約者は、その NTT ドコモビジネスひかり電話契約の解除又は種類、品目及び細目の変更があった場合であって、返却を要する端末設備について当社が指定する期限までに返却がないときは、別記 10 の２（端末設備の提供等）及び料金表通則の規定にかかわらず、次表に規定する違約金を一括して支払っていただきます。
<table>
<tr><th>区分</th><th>違約金の額</th></tr>
<tr><td>違約金</td><td>当社が別途指定する当該端末機器の購入代金に相当する額</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

２　端末設備利用料

(1) メニュー１に係るもの

１の装置ごとに月額

区分	料金額
ホームゲートウェイ	－
無線 LAN カード	100 円 （税込価格 110 円）
無線 LAN ルータ	300 円 （税込価格 330 円）

備考

１　NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線に係る電気通信サービスが株式会社ＮＴＴドコモのＩＰ通信網サービス契約約款（ＯＣＮ）に規定する第２種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ８コース１に係るものに限ります。）である場合、当社は、午前９時から午後５時までの時間帯以外の時刻に、その利用契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときには、午前９時から午後５時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとします。）においてその修理又は復旧を行います。

２　前項の場合を除き、当社は、NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線に係る電気通信サービスの規定に準じてその利用契約に係る修理又は復旧を行います。

(2) (4)以外のものであってメニュー２に係るもの

１の装置ごとに月額

区分	料金額

ＩＰ電話対応装置	Ⅰ型	アナログインターフェースを有するもの	1,000 円 （税込価格 1,100 円）
		ISDN(BRI)インターフェースを有するもの	1,000 円 （税込価格 1,100 円）
	Ⅱ型	アナログインターフェースを有するもの	1,500 円 （税込価格 1,650 円）
		ISDN(BRI)インターフェースを有するもの	1,500 円 （税込価格 1,650 円）

備考

1　当社は、午前９時から午後５時までの時間帯以外の時刻に、その利用契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときには、午前９時から午後５時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとします。）においてその修理又は復旧を行います。ただし、コース２におけるタイプ２に係るもの又は別記１に定める NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線に係る電気通信サービスの契約に係る規定において修理又は復旧に係る時間帯について定められている場合は、この限りでありません。

2　ＩＰ電話対応装置について、Ⅰ型のものは、アナログ又は ISDN(BRI)インターフェースにおいて同時に通信可能なチャネル数が１の装置ごとに４までのもの、Ⅱ型のものは、アナログ又は ISDN(BRI)インターフェースにおいて同時に通信可能なチャネル数が１の装置ごとに８までのものをいいます。

(3) (4)以外のものであってメニュー３に係るもの

１の装置ごとに月額

区分			料金額
ＩＰ電話対応装置	Ⅰ型	アナログインタフェースを有するもの	1,000 円 （税込価格 1,100 円）
		ISDN(BRI)インターフェースを有するもの	1,000 円 （税込価格 1,100 円）
	Ⅱ型	アナログインタフェースを有するもの	1,500 円 （税込価格 1,650 円）
		ISDN(BRI)インターフェースを有するもの	1,500 円 （税込価格 1,650 円）
集線機能付きＩＰ電話対応装置	Ⅰ型	アナログインタフェースを有するもの	1,000 円 （税込価格 1,100 円）
		ISDN(BRI)インターフェースを有するもの	1,000 円 （税込価格 1,100 円）
	Ⅱ型	アナログインタフェースを有するもの	1,500 円 （税込価格 1,650 円）
		ISDN(BRI)インターフェースを有するもの	1,500 円 （税込価格 1,650 円）
	Ⅲ型		5,400 円 （税込価格 5,940 円）
複数ＩＰ電話対応装置集線装置			1,000 円 （税込価格 1,100 円）

備考

1　当社は、午前９時から午後５時までの時間帯以外の時刻に、その利用契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときには、午前９時から午後５時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとします。）においてその修理又は復旧を行います。ただし、コース２におけるタイプ２に係るもの又は別記１に定める NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線に係る電気通信サービスの契約に係る規定において修理又は復旧に係る時間帯について定められている場合は、この限りでありません。

2　ＩＰ電話対応装置又は集線機能付きＩＰ電話対応装置について、Ⅰ型のものは、アナログ又は ISDN(BRI)インターフェースにおいて同時に通信可能なチャネルの数が１の装置ごとに４までのもの、Ⅱ型のものは、アナログ又は ISDN(BRI)インターフェースにおいて同時に通信可能なチャネルの数が１の装置ごとに８までのもの、Ⅲ型のものは、ISDN(PRI)インターフェースを要するものであって、ISDN(PRI)インターフェースにおいて同時に通信可能なチャネルの数が１の装置ごとに 23 までのものをいいます。

3　集線機能付きＩＰ電話対応装置について、他のＩＰ電話対応装置又は集線機能付きＩＰ電話対応装置を集線して同時に通信可能なチャネル数は、当社が別に定める数までとします。

（注）当社が別に定める数は、次のとおりとします。

・集線機能付きＩＰ電話対応装置のⅠ型及びⅡ型については、32 とします。

・集線機能付きＩＰ電話対応装置のⅢ型のものについては、300 とし、ISDN（PRI）インターフェースを利用している場合は、50 までとします。
　ただし、NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等に係るチャネル数の上限を超えて利用することはできませ
ん。
・複数ＩＰ電話対応装置集線装置については、32 とします。

（4）メニュー２及びメニュー３に係る無線 LAN 対応型ルータ機能付き回線接続装置

１台ごとに月額

区分		料金額
無線 LAN 対応型ルータ機能付回線接続装置	基本装置	300 円 （税込価格 330 円）
	増設装置	100 円 （税込価格 110 円）

備考
1　当社は、午前９時から午後５時までの時間帯以外の時刻に、その利用契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときには、午前９時から午後５時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとします。）においてその修理又は復旧を行います。ただし、コース２におけるタイプ２に係るもの又は別記１に定める NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線に係る電気通信サービスの契約に係る規定において修理又は復旧に係る時間帯について定められている場合は、この限りでありません。
2　無線 LAN 対応型ルータ機能付回線接続装置を用いた通信については、当社が別に定める伝送速度までの符号伝送が可能なものとなります。
3　無線 LAN 対応型ルータ機能付回線接続装置は、基本装置を利用する NTT ドコモビジネスひかり電話契約者に限り増設装置を提供します。
4　無線 LAN 対応型ルータ機能付回線接続装置は、その一部区間において無線方式（当社が別に定めるものとします。）により符号伝送を行うものであり、当社が別に定める範囲において利用することができます。
5　当社は、無線 LAN 対応型ルータ機能付回線接続装置については、契約事業者のＩＰ通信網サービス契約約款に規定するメニュー5－1 の 1Gbps の品目におけるプラン３－１のもの及びメニュー５－２の１Gbps の品目のものであって、適用の形態による細目がⅡ－１型のものに係る NTT ドコモビジネスひかり電話契約者に限り提供することとし、１の特定加入者回線につき１の無線 LAN 対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置を提供します。
6　無線 LAN 対応型ルータ機能付回線接続装置は、特定加入者回線が東日本エリアに係るものに限り提供します。
（注１）当社が別に定める伝送速度は、次のとおりとします。
・基本装置にあたっては、最大概ね 1.3Gbit/s までの伝送速度とします。
・増設装置にあたっては、最大概ね 300Mbit/s までの伝送速度とします。
（注２）当社が別に定めるものは、次のとおりとします。
①基本装置にあたっては、IEEE802.11a、IEEE802.11b、IEEE802.11g、IEEE802.11n 及び IEEE802.11ac
②増設装置にあたっては、IEEE802.11b、IEEE802.11g 及び IEEE802.11n
（注３）当社が別に定める範囲とは、次のとおりとします。
無線方式により符号伝送を行うその一部区間において電波が届く範囲
　ただし、電波が届く範囲は、遮蔽物等の存在、電波障害、電波干渉及び設置場所の環境等により異なるため、その範囲は、電波が届く範囲であって通信が利用できる状態（その宅内機器による通信が全く利用できない状態（通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。）でないことをいいます。）であることとします。

第５　端末設備の提供等に係る工事費

１　適用

区分	内容
(1) 工事費の算定	工事費は、基本工事費と施工した工事に係る機器工事費及び訪問時刻指定工事費を合計して算定します。
(2) 基本工事費の適用	ア　機器工事に関する工事費の額の合計額が 29,000 円（税込価格 31,900 円）までの場合は基本額のみを適用し、29,000 円（税込価格 31,900 円）を超える場合は、29,000 円(税込価格 31,900 円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。 イ　１の者からの申込み又は請求により同時に２以上の工事を施工する

	場合は、それらの工事を１の工事とみなして、基本工事費を適用します。
(3) 機器工事費の適用	機器工事費は、端末設備の工事を要する場合に適用します。
(4) 訪問時刻指定工事費の適用	NTT ドコモビジネスひかり電話契約者について、次のとおり、訪問時刻指定工事に係る訪問時刻指定工事費を適用します。 ア　訪問時刻指定工事とは、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者から、訪問時刻指定工事費を支払うことを条件としてその NTT ドコモビジネスひかり電話契約者が指定する指定時刻から端末設備の工事等を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその指定時刻から工事等を行うことをいいます。ただし、特定加入者回線と同時工事の場合を除きます。 イ　訪問時刻指定工事の対象となる工事等は、端末設備の工事費の支払いを要する工事とします。 ウ　NTT ドコモビジネスひかり電話契約者が指定することができる指定時刻は、正時とします。 エ　NTT ドコモビジネスひかり電話契約者は、訪問時刻指定工事を希望する場合は、あらかじめ当社が指定する期日までに申出を行っていただきます。 オ　当社は、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者から訪問時刻指定工事の申出があった場合は、当社の NTT ドコモビジネスひかり電話サービスに係る業務の遂行上支障がないときに限り、訪問時刻指定工事を行います。 カ　NTT ドコモビジネスひかり電話契約者は、次の場合に、訪問時刻指定工事の対象となる工事等に要する工事費に加えて、訪問時刻指定工事費の支払いを要します。 (ア)当社が指定時刻に訪問時刻指定工事を行う場所に到着したとき。 (イ)NTT ドコモビジネスひかり電話契約者の責めに帰すべき理由により、当社が指定時刻に訪問時刻指定工事を行う場所に到着できなかったとき。 キ　カの規定にかかわらず、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者は、当社の責めに帰すべき理由により、訪問時刻指定工事の対象となる工事等が完了しなかった場合は、訪問時刻指定工事費の支払いを要しません。 ク　１の者からの請求により同時に２以上の工事を施工する場合は、それらの工事を１の工事とみなして、時刻指定工事費を適用します。 ケ　当社は、当社が指定時刻に訪問時刻指定工事を行う場所に到着しなかったことに伴い発生する損害については、責任を負いません。
(5) その他工事費の適用	割増工事費の適用及び工事費の減額適用については、第２表（工事費）１（適用）の規定に準じて取り扱います。

２　工事費の額

区分		単位	工事費の額
基本工事費		１の工事ごとに 基本額 加算額	 別に算定する実費 別に算定する実費
機器工事費	(ア)　(イ)及び(ウ)以外の場合	１の装置ごとに	別に算定する実費
	(イ) メニュー１に関する端末設備の設置に係る工事の場合	１の装置ごとに	別に算定する実費
	(ウ) メニュー１に関する端末設備の設定に係る工事の場合	１の装置ごとに	別に算定する実費
備考　無線 LAN 対応型ルータ機能付回線接続装置の工事費の額については、第２表 工事費 ２－２に準じて取り扱います。			

第６　端末設備設定シート記入の代行に係る料金

１　適用

区分	内容

端末設備設定シート記入代行料の適用	端末設備設定シート記入代行料は端末設備設定シート記入の代行を提供した場合に適用します。

２　料金額

区分	単位	料金額
端末設備設定シート記入代行料	１の端末設備ごとに	29,000 円 （税込価格 31,900 円）

通信料別表　選択制による通信料の月極割引

同一契約者に係る NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等間の通信料の月極割引（グループ通話定額）

区分	内容
(1)　定義等	ア　「同一契約者に係る NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等間の通信料の月極割引」とは、グループ通話定額選択回線群内の NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等から行われる、同一のグループ通話定額選択回線群の NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等への通信（当社が別に定める付加機能等を利用して行う通信を除きます。）について、２（料金額）の規定により算定した額の月間累計額に代えて、１のチャネル（この月極割引を選択する NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線において利用しているすべてのチャネルについて適用します。）ごとに定額通信料 400 円（税込価格 440 円）を適用することをいいます。 イ　この月極割引の対象となる通信は、次に該当するものに限ります。 料金表第１表（料金（附帯サービスの料金を除きます。））第２（通信料）の２－１(1)の表中ア欄及びイ欄に定める通信 （注）当社が別に定める付加機能等は、次のとおりとします。 着信課金機能及び＃ダイヤル機能
(2)　承諾	当社は、この月極割引を選択する申出があったとき、その申出のあった NTT ドコモビジネスひかり電話契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 ア　その申出により新たにグループ通話定額選択回線群が構成される場合には、その申出のあった NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等が、メニュー２又はメニュー３に係るものであるとき。 イ　その申出によりグループ通話定額選択回線群に NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等が追加される場合には、その申出のあった NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等が、メニュー１－１又はメニュー２に係るものであるとき。 ウ　その申出のあった NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等が、通信の料金明細内訳を記録しているもの（当社が別に定める方法により記録しているものに限ります。）であるとき。 エ　その申出のあった NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等が、その申出の日を含む料金月の初日から申出の日までのいずれの期間においてもこの月極割引の適用を受けていないものであるとき。 (注)当社が別に定める方法とは、次のとおりとします。 通話先電話番号を全桁記録する
(3) 月極割引の適用	ア　定額通信料に代えることとなる通信料の月額累計は、料金月単位で行います。 ただし、料金月の初日以外の日にこの月極割引の適用を開始した場合には、その料金月の初日から適用を開始した日の前日までの通信を除いて、料金月の末日以外の日にこの割引の適用を廃止した場合には、適用を廃止した日の翌日からその料金月の末日までの通信を除いて月間累計額を算定します。 イ　当社は、この月極割引の適用を受けている NTT ドコモビジネスひかり電話契約について、次のいずれかに該当する場合は、本割引の適用を廃止します。 （ア）ＩＰ通信網利用権の譲渡があったとき。 （イ）グループ通話定額選択回線群を構成する全ての契約が NTT ドコモビジネス

	ひかり電話サービスのメニュー２又はメニュー３に係るものでなくなったとき。